

条例改正説明資料

議案第7号 船橋市市民センター条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 23～24 新旧対照表 P 15～17

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の
使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を
行うものである。

(2) 改正内容

- ①使用料の見直し
- ②単位使用時間の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用
する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正
することで受益者負担の適正化を図る。

(4) スケジュール（予定）

令和2年4月 使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・別表第1に規定する使用料の改定

単位使用時間の見直し

- ・別表第1に規定する単位使用時間の改定
- ・別表第2に規定する使用料の改定

3. 施行期日

令和2年4月1日

三山市民センター

○算定における条件

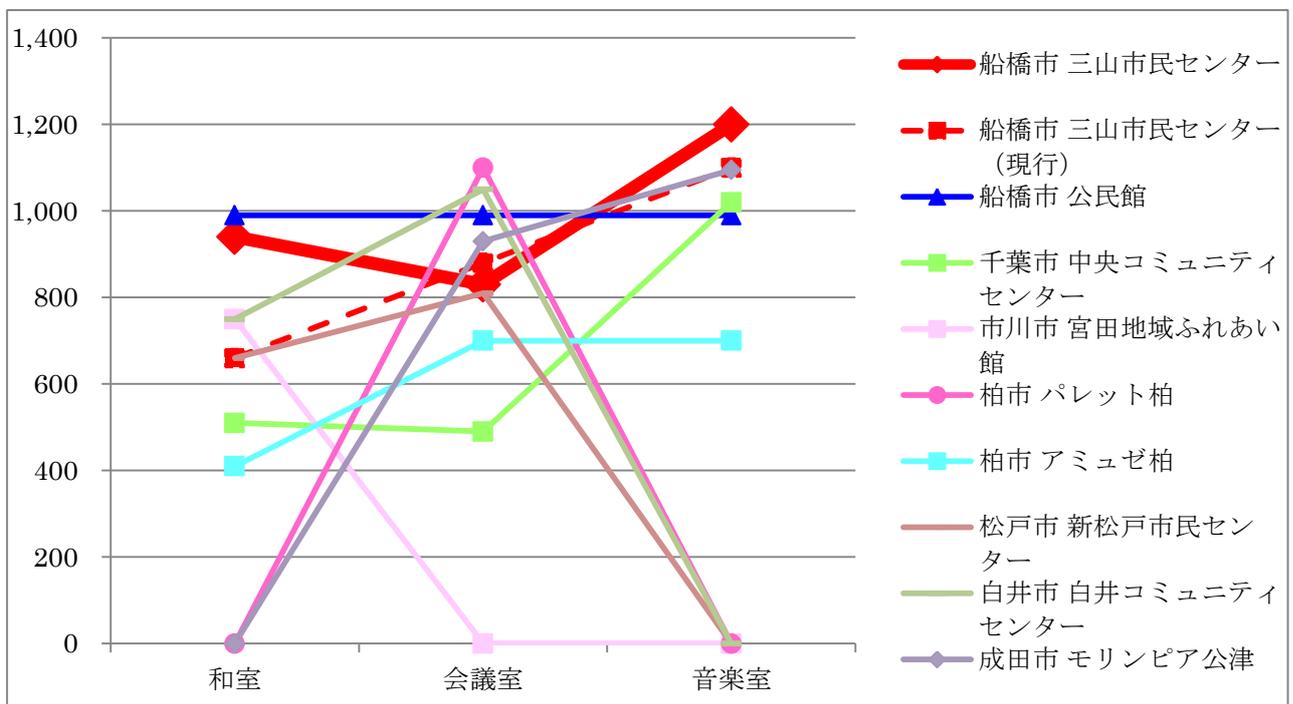
運営	23,720千円	負担割合	50%
資本	10,790千円	稼働率	28%
H30年度使用料収入		3,766千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	料金区分	現行	新(案)
多目的ホール(午前)	5,940	5,530	軽運動コーナー	220	230
多目的ホール(昼)	7,920	5,530	展示ギャラリー	3,300	3,280
多目的ホール(午後)	-	5,530			
多目的ホール(夜)	11,880	5,530			
多目的ホール(全日)	19,800	22,120			
会議室(午前)	880	830			
会議室(昼)	1,210	830			
会議室(午後)	-	830			
会議室(夜)	1,870	830			
会議室(全日)	3,080	3,320			
会議室(視聴覚室1)(午前)	990	910			
会議室(視聴覚室1)(昼)	1,320	910			
会議室(視聴覚室1)(午後)	-	910			
会議室(視聴覚室1)(夜)	1,980	910			
会議室(視聴覚室1)(全日)	3,300	3,640			
会議室(視聴覚室2)(午前)	770	620			
会議室(視聴覚室2)(昼)	1,100	620			
会議室(視聴覚室2)(午後)	-	620			
会議室(視聴覚室2)(夜)	1,540	620			
会議室(視聴覚室2)(全日)	2,640	2,480			
会議室(音楽室)(午前)	1,100	1,200			
会議室(音楽室)(昼)	1,320	1,200			
会議室(音楽室)(午後)	-	1,200			
会議室(音楽室)(夜)	2,200	1,200			
会議室(音楽室)(全日)	3,740	4,800			
第一和室(午前)	660	940			
第一和室(昼)	880	940			
第一和室(午後)	-	940			
第一和室(夜)	1,320	940			
第一和室(全日)	2,200	3,760			
第二和室(午前)	660	940			
第二和室(昼)	880	940			
第二和室(午後)	-	940			
第二和室(夜)	1,320	940			
第二和室(全日)	2,200	3,760			
調理室(午前)	1,540	1,140			
調理室(昼)	2,640	1,140			
調理室(午後)	-	1,140			
調理室(夜)	3,740	1,140			
調理室(全日)	6,380	4,560			

○近隣市の比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマ3時間あたり、税込)			使用料の考え方		備考
			和室	会議室	音楽室	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】三山市民センター	多目的ホール(272.4㎡)、会議室(41.1㎡)、視聴覚室2室、音楽室(59.2㎡)、和室2室(46.35㎡)、調理室、軽運動コーナー、展示ギャラリー 現在 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間⇒改正案 3時間、4コマ	660	880	1,100	50%	×	コマ割りもあわせて変更。午前3時間、午後4時間、夜間4時間から公民館と同じ3時間、4コマへ変更。現行料金は、午前3時間の料金。
	【改正案】三山市民センター		940	830	1,200	50%	○	
	【参考】船橋市公民館		990	990	990	50%	○	
千葉市	千葉市中央コミュニティセンター	集会室、講習室5室、多目的室、音楽室2室、美術視聴覚室、サークル室7室、料理実習室2室、茶室2室、幼児室、ホール、和室、語学練習室等。 1コマ2時間、1時間の延長可。市内に13施設有り。	510	490	1,020	50%	×	料金体系は2時間単位であるが、1時間延長し、3時間料金で比較。会議室料金は集会室料金を掲載。
市川市	市川市宮田地域ふれあい館	洋室4室(14.8㎡~52.9㎡)。30分単位で利用可。市内に13施設有り。	750	-	-	50%	○	3時間料金で比較。和室料金は洋室料金を掲載。市民等以外の利用は約3倍の割増料金
柏市	アミュゼ柏	クリスタルホール、プラザ、リハーサル室、会議室4室、和室2室、料理実習室、幼児室、工芸室、音楽室等。3時間、4コマ	410	700	700	50%	○	市外や営利目的の利用者は割増料金(最大4倍)
	パレット柏	市民ギャラリー、ミーティングルーム7室、多目的スペース。3時間単位で利用可。	-	1,100	-	50%	○	市外や営利目的の利用者は割増料金(最大約8.5倍)
松戸市	松戸市新松戸市民センター	ホール、茶室、和室、会議室2室、料理教室、ながいき室等。1時間単位で利用可。夜間料金の設定有り。市内に17施設有り。	660	810	-	-	-	3時間料金、昼間料金で比較。
白井市	白井コミュニティセンター	会議室2室、和室2室、工芸室、調理室、多目的ホール。1時間単位で利用可。	750	1,050	-	100%	○	3時間料金で比較。
成田市	モリンピア公津	多目的ホール、市民ギャラリー、会議室5室、スタジオ2室、キッチンスタジオ、工芸スタジオ。2時間単位で利用可。	-	930	1,095	100%	×	3時間料金で比較。会議室は2室連続して47.00㎡を使った想定。音楽室(スタジオ)は45.10㎡を掲載。



条例改正説明資料

議案第 8 号 船橋市霊園条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 2 5 新旧対照表 P 1 8

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の管理料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

管理料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、管理料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和 2 年 6 月	納付書発送時、使用者に対する管理料改定の周知を行う
令和 3 年 4 月	管理料改定

2. 主な改正箇所

第 16 条第 1 項第 1 号中「990 円」を「1,220 円」に改め、同項第 2 号中「1,485 円」を「1,830 円」に改める。

1 平方メートルあたりの霊園管理料

		(新)	(旧)
年間	市内	1,220 円	990 円
	市外	1,830 円	1,485 円
10 月 1 日以降 許可分※	市内	610 円	490 円
	市外	910 円	730 円

※同条第 2 項中「半額」の次に「(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」と規定されている。

3. 施行期日

令和3年4月1日

使用者に対する料金改定の周知については、例年6月の納付書発送時に行うため、当該改正の周知については令和2年となることから、施行期日は令和3年4月1日からとする。

※管理料は市内・市外の基準日は4月1日とし、年1回6月末に徴収している。なお、10月1日以降許可分は半額とする。

<参考1> 主な墓地区画の霊園管理料（円）

面積（㎡）	市内		市外	
	（新）	（旧）	（新）	（旧）
3	3,660	2,970	5,490	4,450
4	4,880	3,960	7,320	5,940
6	7,320	5,940	10,980	8,910
9	10,980	8,910	16,470	13,360
16	19,520	15,840	29,280	23,760
26	31,720	25,740	47,580	38,610

<参考2> 市営霊園の墓地区画数（2箇所）

○船橋市馬込霊園 船橋市馬込町1216番地

20,950区画（普通墓地15,013区画、芝生墓地5,937区画）

○船橋市習志野霊園 船橋市習志野2丁目5番9号

684区画（普通墓地のみ）

総区画数 21,634区画

条例改正説明資料

議案第9号 船橋市霊堂条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 27 新旧対照表 P 19

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 6月	納付書発送時、使用者に対する使用料改定の周知を行う
令和3年 4月	使用料改定

2. 主な改正箇所

第11条第1項第1号中「4,400円」を「5,180円」に改め、同項第2号中「6,600円」を「7,770円」に改め、同条第2項中「半額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

		(新)	(旧)
年間	市内	5,180円	4,400円
	市外	7,770円	6,600円
10月1日以降 許可分	市内	2,590円	2,200円
	市外	3,880円	3,300円

3. 施行期日

令和3年4月1日

使用者に対する料金改定の周知については、例年6月の納付書発送時に行うため、当該改正の周知については令和2年となることから、施行期日は令和3年4月1日からとする。

※使用料は市内・市外の基準日は4月1日とし、年1回6月末に徴収している。なお、10月1日以降許可分は半額とする。

<参考1> 霊堂の数（2箇所）

○船橋市馬込霊堂 船橋市馬込町1202番地2（馬込霊園内）

収蔵可能数 1,000体

○船橋市習志野霊堂 船橋市習志野2丁目5番9号（習志野霊園内）

収蔵可能数 300体

総収蔵可能数 1,300体

霊園・霊堂

○算定における条件

霊園

運営	140,676千円	負担割合	100%
資本	0	稼働率	-
H30年度使用料収入		116,821千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
霊園管理料	990	1,220

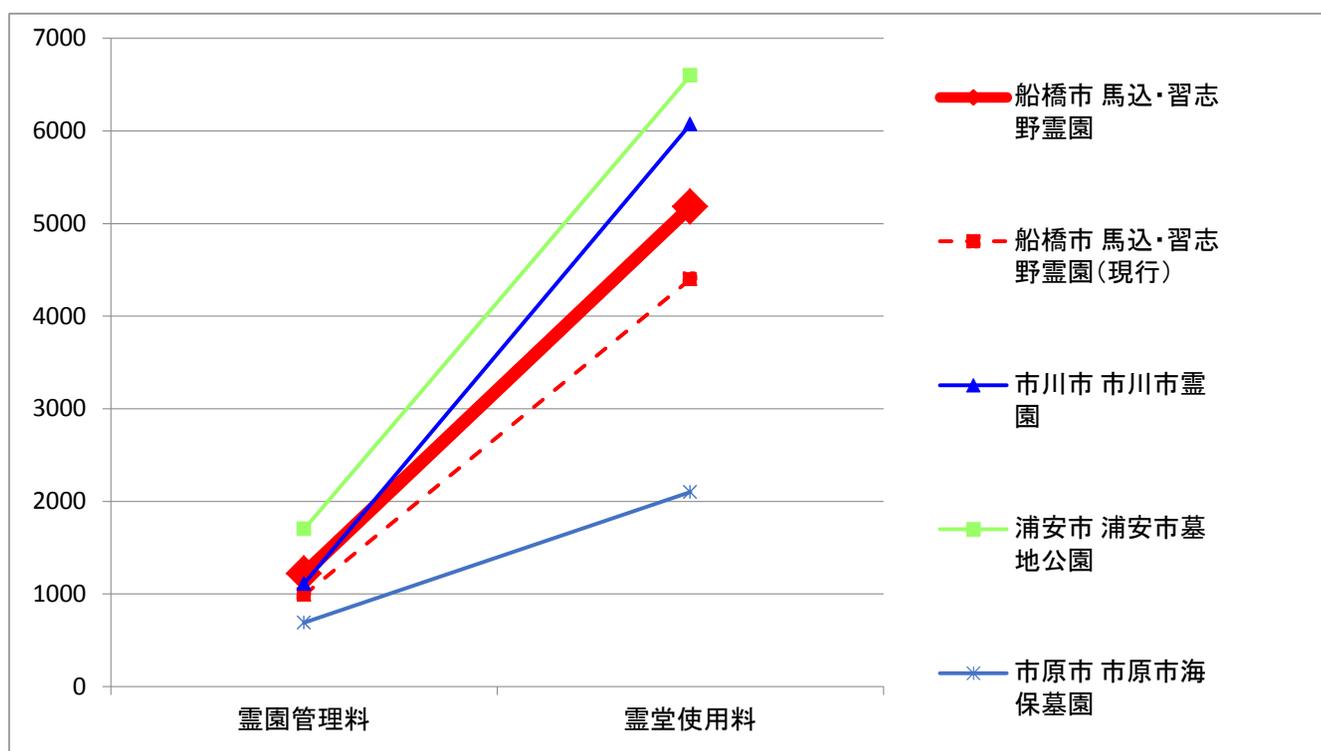
霊堂

運営	1,983千円	負担割合	100%
資本	4,760千円	稼働率	-
H30年度使用料収入		5,392千円	

料金区分	現行	新(案)
霊堂使用料	4,400	5,180

○近隣他市比較

自治体名	種別	料金		使用料の考え方		備考
		霊園管理料	霊堂使用料	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】馬込・習志野霊園	990	4,400	100%	×	霊園管理料は市内在住者の1㎡あたり料金。 霊堂使用料は市内在住者の料金。
	【改正案】馬込・習志野霊園	1,220	5,180	100%	○	
市川市	市川市霊園	1,110	6,070	100%	○	霊園管理料は1㎡あたり。 霊堂を利用できるのは市民のみ
浦安市	浦安市墓地公園	1,700	6,600	100%	○	霊園管理料は1㎡あたり（使用期間は30年） 霊堂使用料は市内在住者の料金/年。
市原市	市原市海保墓園	690	2,100	100%	○	霊園管理料は市内在住者の1㎡あたり料金。 霊堂使用料は市内在住者の料金/年。



条例改正説明資料

議案第10号 船橋市勤労市民センター条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P29～30 新旧対照表 P20～22

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

利用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、利用料を改定することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール (予定)

年月	事項
令和3年4月	利用料改定

2. 改正箇所

利用料の見直し

- ・別表第1に規定する利用料の改定

3. 施行期日

令和3年4月1日

勤労市民センター(指定終了:令和3年3月31日)

○算定における条件

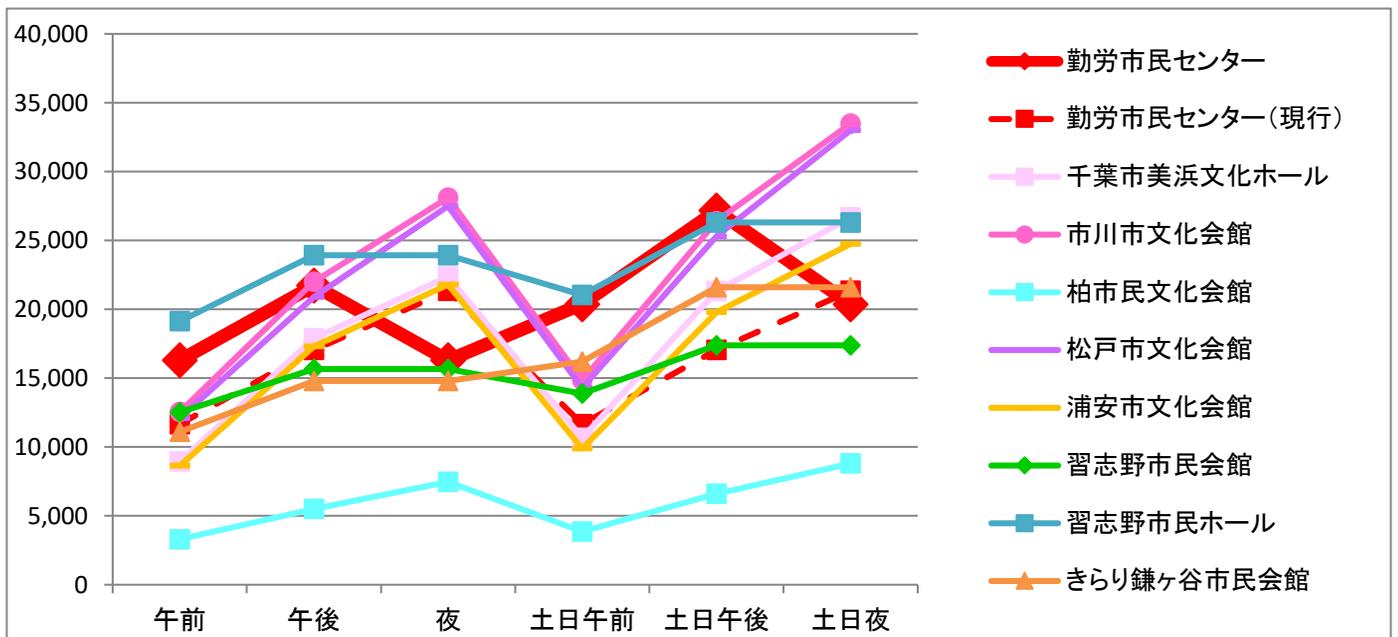
運営	92,447千円	負担割合	50%
資本	29,800千円	稼働率	65%
H30年度利用料収入		56,591千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	料金区分	現行	新(案)
第一会議室(午前)	2,970	3,060	第二講習室(午前)	2,530	1,960
第一会議室(午後)	4,400	4,080	第二講習室(午後)	3,740	2,610
第一会議室(夜間)	5,500	4,080	第二講習室(夜間)	4,730	2,610
第一会議室(全日)	10,340	11,220	第二講習室(全日)	8,800	7,180
第二会議室(午前)	1,430	1,490	特別会議室(午前)	2,750	2,310
第二会議室(午後)	2,090	1,980	特別会議室(午後)	4,070	3,080
第二会議室(夜間)	2,640	1,980	特別会議室(夜間)	5,060	3,080
第二会議室(全日)	4,950	5,450	特別会議室(全日)	13,970	8,470
第三会議室(午前)	2,640	2,680	第一音楽室(午前)	2,750	2,770
第三会議室(午後)	3,850	3,580	第一音楽室(午後)	4,070	3,700
第三会議室(夜間)	4,840	3,580	第一音楽室(夜間)	5,060	3,700
第三会議室(全日)	9,020	9,840	第一音楽室(全日)	9,460	10,170
第四会議室(午前)	2,750	2,840	第二音楽室(午前)	1,320	1,350
第四会議室(午後)	4,070	3,780	第二音楽室(午後)	1,980	1,800
第四会議室(夜間)	5,060	3,780	第二音楽室(夜間)	2,530	1,800
第四会議室(全日)	9,460	10,400	第二音楽室(全日)	4,620	4,950
小会議室(午前)	770	820	レクリエーションルーム(午前)	7,040	7,120
小会議室(午後)	1,100	1,090	レクリエーションルーム(午後)	10,340	9,490
小会議室(夜間)	1,430	1,090	レクリエーションルーム(夜間)	12,980	9,490
小会議室(全日)	2,640	3,000	レクリエーションルーム(全日)	24,310	26,100
第一和室(午前)	1,650	1,400	展示室(午前)	2,310	2,980
第一和室(午後)	2,420	1,860	展示室(午後)	3,410	3,970
第一和室(夜間)	3,080	1,860	展示室(夜間)	4,290	3,970
第一和室(全日)	5,720	5,120	展示室(全日)	8,030	10,920
第二和室(午前)	1,430	1,160	ホール(午前)	11,660	16,280
第二和室(午後)	2,090	1,550	ホール(午後)	17,050	21,700
第二和室(夜間)	2,640	1,550	ホール(夜間)	21,340	16,280
第二和室(全日)	4,950	4,260	ホール(全日)	40,040	54,260
茶室(午前)	990	670	第一楽屋(午前)	770	1,100
茶室(午後)	1,430	900	第一楽屋(午後)	1,100	1,470
茶室(夜間)	1,760	900	第一楽屋(夜間)	1,430	1,100
茶室(全日)	3,300	2,470	第一楽屋(全日)	2,640	3,670
特別室(午前)	550	440	第二楽屋(午前)	770	1,060
特別室(午後)	770	590	第二楽屋(午後)	1,100	1,410
特別室(夜間)	990	590	第二楽屋(夜間)	1,430	1,060
特別室(全日)	1,870	1,620	第二楽屋(全日)	2,640	3,530
第一講習室(午前)	2,750	2,150	ホール(午前)土日	11,660	20,350
第一講習室(午後)	4,070	2,870	ホール(午後)土日	17,050	27,130
第一講習室(夜間)	5,060	2,870	ホール(夜間)土日	21,340	20,350
第一講習室(全日)	9,460	7,890	ホール(全日)土日	40,040	67,830
			トレーニングルーム	330	260

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用1コマあたり、税込)						使用料の考え方		備考
			午前	午後	夜	土日午前	土日午後	土日夜	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】 勤労市民センター	最大定員400名 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間	11,660	17,050	21,340	11,660	17,050	21,340	50%	×	ホールの料金を掲載。
	【改正案】 勤労市民センター		16,280	21,700	16,280	20,350	27,130	20,350	50%	○	
千葉市	美浜文化ホール	メインホール客席354席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	8,950	17,900	22,370	10,660	21,320	26,670	-	×	
市川市	市川市文化会館	小ホール客席448席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3.5時間	12,540	22,000	28,100	14,850	26,400	33,490	50%	○	
柏市	柏市民文化会館	小ホール客席300席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	3,300	5,500	7,480	3,850	6,600	8,800	50%	○	
松戸市	松戸市文化会館	小ホール客席516席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	12,100	20,900	27,500	14,300	25,300	33,000	-	-	
浦安市	浦安市文化会館	小ホール客席357席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間	8,640	17,310	21,780	9,900	19,800	24,750	50%	○	令和元年10月に料金見直し
習志野市	習志野市民会館	ホール客席400席 午前：4時間、午後：4時間、夜間：4時間	12,520	15,660	15,660	13,890	17,380	17,380	50%	○	9/1～11/1休館
	習志野市民ホール 11月2日オープン	ホール客席324席 午前：4時間、午後：4時間、夜間：4時間	19,130	23,920	23,920	21,040	26,310	26,310	50%	○	市民会館をリニューアルし、11月より市民ホールとしてオープン
鎌ヶ谷市	きらり鎌ヶ谷市民会館	ホール客席540席 午前：4時間、午後：4時間、夜間：4時間	11,100	14,800	14,800	16,200	21,600	21,600	-	○	増税後も料金変更なし



条例改正説明資料

議案第13号 船橋市都市公園条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 35～49 新旧対照表 P 30～64

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「民間活力の積極的活用」における『指定管理者制度導入の推進』、並びに「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』及び『公共施設の駐車場有料化』が掲げられている。

これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

- ①指定管理者制度の導入（運動公園・法典公園）
- ②使用料の見直し
- ③駐車場の有料化（運動公園・法典公園）

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の負担を考慮した適正な見直しが必要であり、使用料及び利用料を改正し、駐車場を有料化することで受益者負担の適正化を図る。

また、民間がサービスの担い手になる分野については、積極的に民間に任せていくことにより、専門性や経験を活かした多様なサービスの展開や市民ニーズに対する弾力的な対応、民間ノウハウを活用した事業の開催（教室事業の実施、健康プログラムの実施）等が期待でき、自主事業収入が見込まれることによる事業費の縮減も併せて期待できることから、指定管理者制度導入による民間活力の活用を図る。

(4) 事業スケジュール (予定)

年月	事項
令和2年 2月	指定管理者の募集開始
6月	指定管理候補者の選定
7月	使用料改定
9月	指定管理者指定議案提出 (令和2年第3回定例会)
令和3年 1月	指定管理開始 駐車場の有料化

2. 主な改正箇所

①指定管理者制度の導入 (運動公園・法典公園)

- ・第16条第2項に (指定管理有料公園施設の開園時間)、両公園各施設の供用時間を記載
- ・第16条第4項から両公園を削除
- ・別表第3に両公園を追加

②使用料の見直し

- ・別表第4及び第5に規定する使用料等の改定

③駐車場の有料化 (運動公園・法典公園)

- ・第16条第2項に駐車場の供用時間を追加
- ・別表第2に新たに有料公園施設 (駐車場) を追加
- ・別表第5に駐車場料金の表を追加

3. 施行期日

施行日	内容
令和2年7月1日	使用料の見直し関係
令和3年1月1日	指定管理者制度の導入関係 駐車場有料化関係 使用料の見直し (激変緩和措置対象施設) 関係 (※)

(※) 当該改正で最終的な使用料等への改正を行うが、附則で、令和2年度分及び令和3年度分の使用料等への読み替え規定を定める

野球場

○算定における条件

運動公園

運営	15,811千円	負担割合	25%→50%
資本	8,512千円	稼働率	85%
30年度使用料収入		782千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
一般	2,470	4,950	3,300	4,120
大学生	1,320	4,950	3,300	4,120
高校生	1,320	2,470	1,700	2,090
小学生・中学生	490	1,230	740	990
職業野球チーム	4,950	9,900	6,600	8,250
一般(入場料あり)	9,900	19,800	13,200	16,500
大学生(入場料あり)	5,280	19,800	13,200	16,500
高校生(入場料あり)	5,280	9,900	6,820	8,360
職業野球チーム(入場料あり)	36,850	73,700	49,130	61,410

○算定における条件

若松公園

運営	10,718千円	負担割合	25%→50%
資本	28千円	稼働率	19%
30年度使用料収入		290千円	

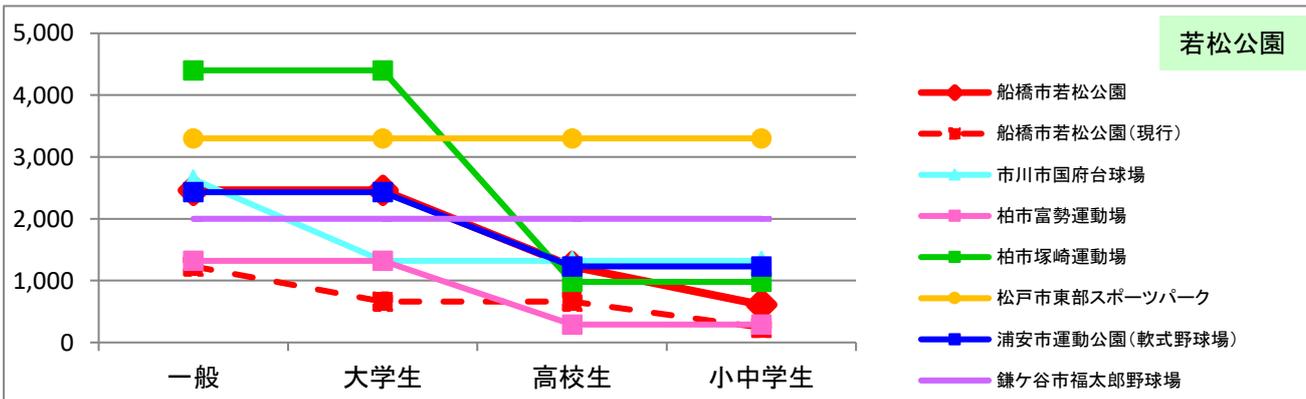
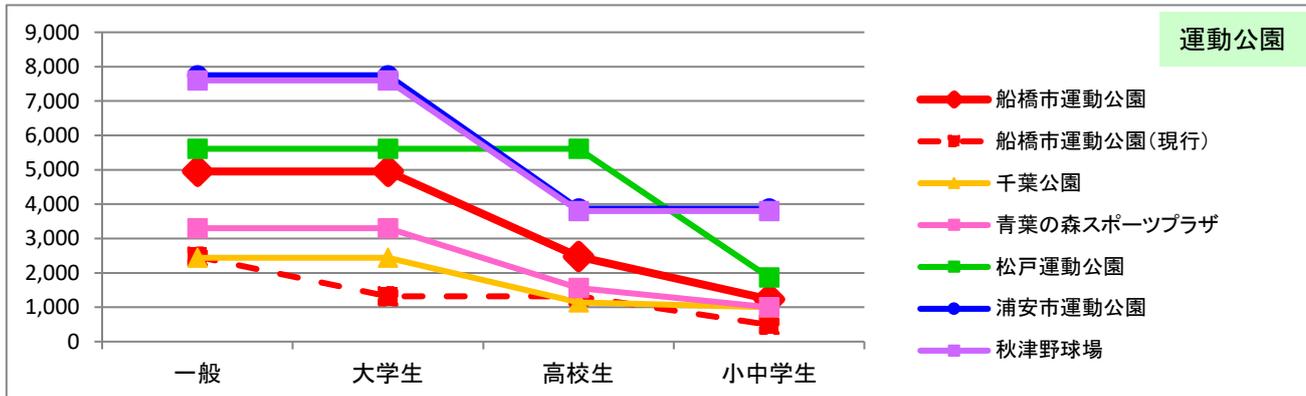
○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
一般	1,230	2,460	1,640	2,050
大学生	660	2,460	1,640	2,050
高校生	660	1,230	850	1,040
小学生・中学生	240	610	360	490
一般(入場料あり)	9,900	19,800	13,200	16,500
大学生(入場料あり)	5,280	19,800	13,200	16,500
高校生(入場料あり)	5,280	9,900	6,820	8,360
職業野球チーム(入場料あり)	36,850	73,700	49,130	61,410

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(2時間あたり(照明は60分あたり)、税込)						使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	職業	(照明)	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】運動公園	センター120m、両翼90m 固定席4,500人、芝生席3,000人、夜間照明灯、スコアボード等	2,470	1,320	1,320	490	4,950	6,480	25%	×	
	【改正案】運動公園		4,950	4,950	2,470	1,230	9,900	6,600	50%	○	一般：18人利用で約280円
千葉市	千葉公園	センター119m、両翼92m、内野観客席2,000人、内野立ち見3,000人、外野芝生5,000人、夜間照明等	2,440	2,440	1,140	1,000	9,800	3,350		×	
	青葉の森スポーツプラザ	センター118.9m、両翼91.4m、内野観客席5,000人、外野芝生5,000人、立ち見5,000人	3,300	3,300	1,560	1,000	9,900			×	
松戸市	松戸運動公園	センター120m、両翼90m、観客席3,300人、夜間照明、電光掲示板、放送設備	5,610	5,610	5,610	1,870		6,600		○	
浦安市	運動公園(野球場)	センター122m、両翼98m、人工芝、夜間照明	7,750	7,750	3,870	3,870		9,300	50%	○	
習志野市	秋津野球場	センター122m、両翼92m、メインスタンド1,800人、内野3,000人、外野5,200人、夜間照明	7,600	7,600	3,800	3,800		7,700	50%	○	

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(2時間あたり(照明は60分あたり)、税込)						使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	職業	(照明)	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】若松公園	軟式野球一般用	1,230	660	660	240			25%	×	
	【改正案】若松公園		2,460	2,460	1,230	610			50%	○	一般：18人利用で約140円
市川市	国府台球場	不明	2,640	1,320	1,320	1,320			50%	○	
柏市	富勢運動場	野球場4面、夜間照明	1,320	1,320	290	290		8,240	50%	○	
	塚崎運動場	夜間照明	4,400	4,400	980	980		8,240	50%	○	
松戸市	東部スポーツパーク	不明	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300			○	
浦安市	運動公園(軟式野球場)	軟式野球場2面	2,430	2,430	1,230	1,230			50%	○	
鎌ヶ谷市	福太郎野球場	センター100m、両翼85m	2,000	2,000	2,000	2,000				○	



陸上競技場

○算定における条件

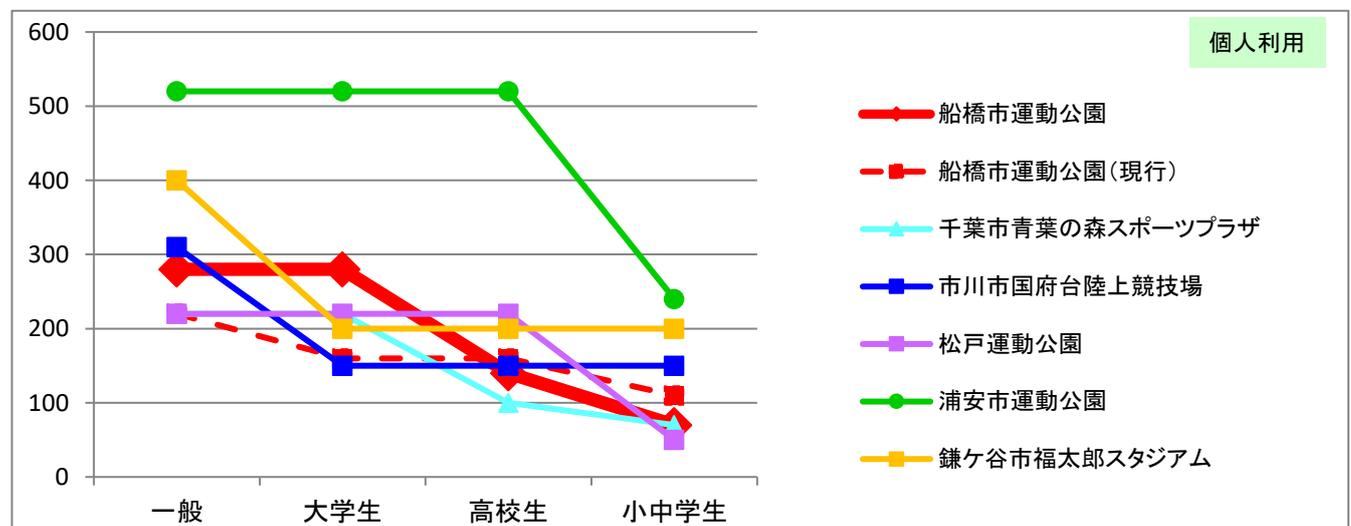
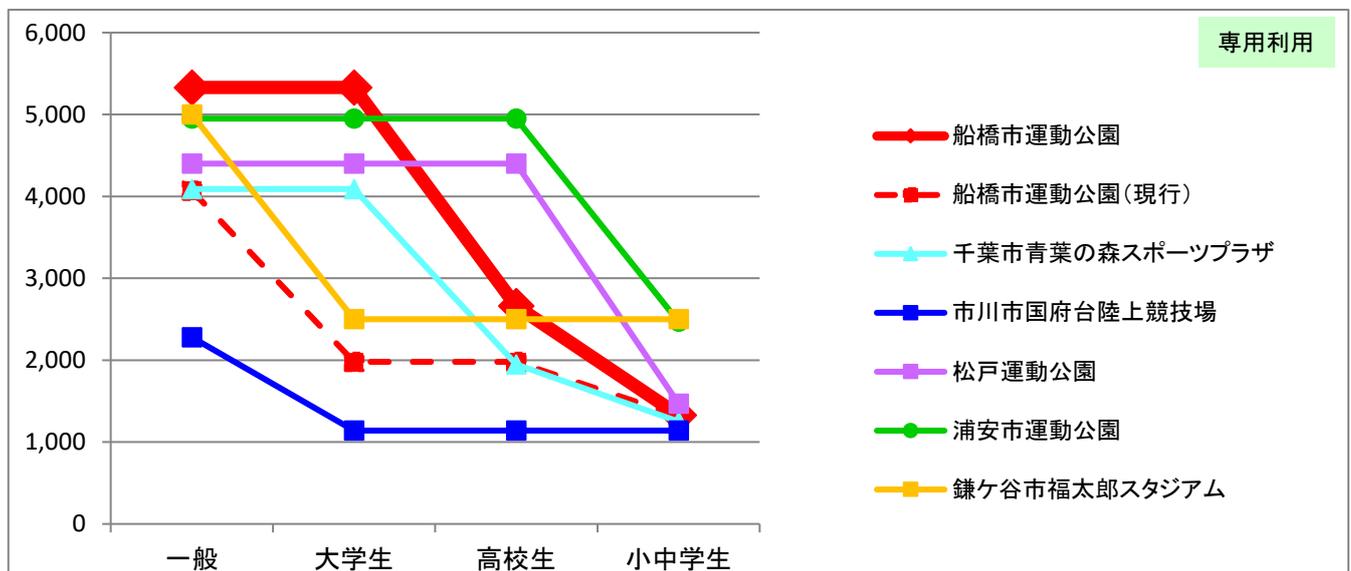
運営	10,605千円	負担割合	25%→50%
資本	8,364千円	稼働率	-
H30年度使用料収入		1,568千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
一般	4,070	5,330
大学生	1,980	5,330
高校生	1,980	2,660
小中学生	1,320	1,330
その他	8,250	10,800
アマチュア(入場料あり)	12,320	16,130
その他(入場料あり)	45,760	59,940
(個人)一般	220	280
(個人)大学生	160	280
(個人)高校生	160	140
(個人)小学生・中学生	110	70

○近隣他市比較(陸上競技場)

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用2時間あたり、税込)				料金(個人利用、税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	一般	大学生	高校生	小中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】運動公園	第2種公認、全天候型8コース 固定席2,000人、芝生席5,000人	4,070	1,980	1,980	1,320	220	160	160	110	2時間	25%	×	一般：30人利用で約180円
	【改正案】運動公園		5,330	5,330	2,660	1,330	280	280	140	70	2時間	50%	○	
千葉市	青葉の森スポーツプラザ	第3種公認、全天候型舗装トラック400m8レーン、跳躍競技、投てき競技、3000m障害、メインスタンド2,500人、芝生スタンド5,000人、立ち見2,500人	4,090	4,090	1,950	1,250	220	220	100	70	2時間		×	
市川市	国府台陸上競技場	第4種公認、直線7レーン、曲線6コース1周400mトラック、観客席1,300席、夜間照明	2,280	1,140	1,140	1,140	310	150	150	150	1回	50%	○	
松戸市	松戸運動公園	第3種公認、400mトラック(ウレタン舗装)、観客収容数約2,000人	4,400	4,400	4,400	1,470	220	220	220	50	2時間		○	
浦安市	運動公園	第4種公認、全天候型合成ゴム系舗装、400m8レーン、スタンド観客席1,000席、芝生スタンド1,500人、夜間照明	4,950	4,950	4,950	2,470	520	520	520	240	1時間(←×2)	50%	○	
鎌ヶ谷市	福太郎スタジアム	-	5,000	2,500	2,500	2,500	400	200	200	200	2時間		○	



庭球場

○算定における条件

法典公園

運営	21,070千円	負担割合	75%→100%
資本	39千円	稼働率	90%
30年度使用料収入	13,171千円		

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
一般	1,100	990		
大学生	550	990		
高校生	550	490		
小学生・中学生	160	240	190	220

○算定における条件

高根木戸近隣公園

運営	5,206千円	負担割合	75%→100%
資本	50千円	稼働率	94%
30年度使用料収入	1,695千円		

北習志野近隣公園

運営	10,634千円	負担割合	75%→100%
資本	44千円	稼働率	98%
30年度使用料収入	3,770千円		

運動公園

運営	7,784千円	負担割合	75%→100%
資本	-	稼働率	96%
30年度使用料収入	5,328千円		

若松公園

運営	4,485千円	負担割合	75%→100%
資本	-	稼働率	74%
30年度使用料収入	868千円		

○料金比較表

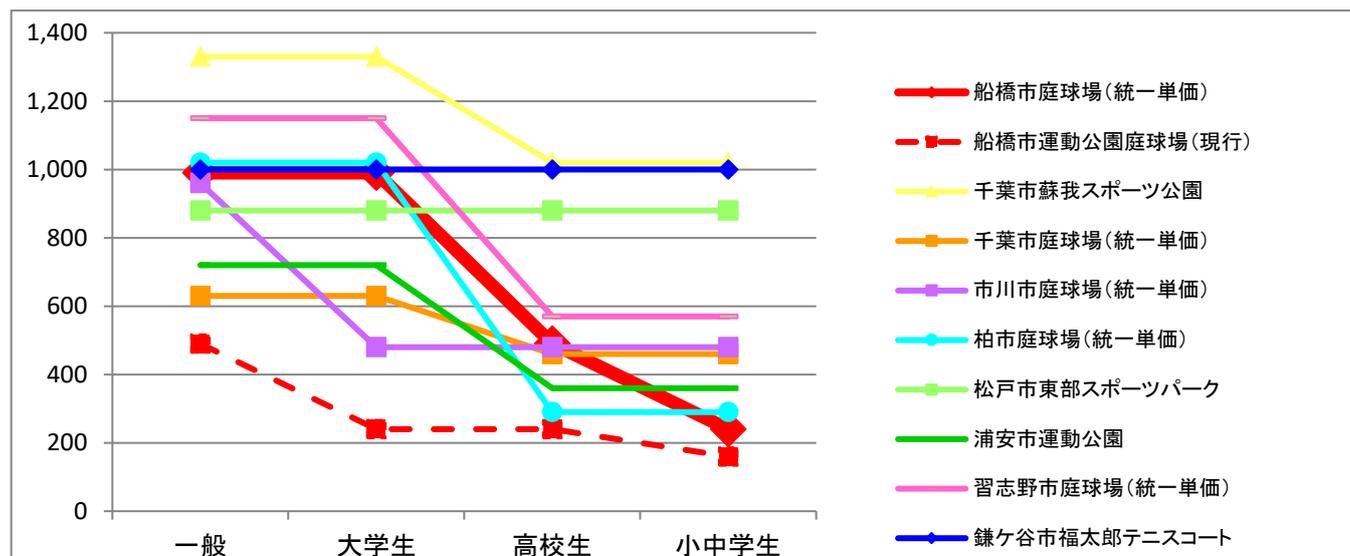
料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
一般	490	990	660	820
大学生	240	990	660	820
高校生	240	490	320	400
小学生・中学生	160	240	190	220

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(2時間あたり(照明は60分あたり)、税込)					使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	(照明)	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】法典公園	砂入り人工芝コート 13面 H12.10.9開設	1,100	550	550	160	-	75%	×	
	【現行】三番瀬海浜公園	ハードコート 6面 S57.7.15開設	1,180	590	590	390	-			
	【現行】その他	(運動公園) 砂入り人工芝コート 5面 S40.10開設	490	240	240	160	320			
	【改正案】全て統一		990	990	490	240	320	100%	○	一般：4人利用で約250円
千葉市	蘇我スポーツ公園	砂入り人工芝コート 20面 H17.3.31開設	1,330	1,330	1,020	1,020	250	50%	×	
	青葉の森スポーツプラザ	砂入り人工芝コート 8面 S56開設	630	630	460	460	420			
	有吉公園	ハードコート 5面 S63.5.1開設	630	630	460	460	420			
	稲毛海浜公園	ハードコート 9面 S52.7.1開設	630	630	460	460	-			
	〃	クレーコート 4面 S52.7.1開設	460	460	300	300	-			
市川市	国府台テニスコート	ハードコート 3面 ※閉鎖中、砂入り人工芝コートへ改修 S44開設	960	480	480	480	-	50%	○	
	北市川運動公園(ジェイコム北市川スポーツパーク)	人工クレーコート 12面 H29.7.30開設	960	480	480	480	150			
柏市	松葉第二近隣公園庭球場	クレーコート 3面 S56.10開設	1,020	1,020	290	290	-	50%	○	
	富勢運動場	砂入り人工芝コート 12面 S44.7開設	1,020	1,020	290	290	1,100			
松戸市	東部スポーツパーク	(詳細不明) 3面	880	880	880	880	430		○	
浦安市	運動公園	砂入り人工芝コート 8面	720	720	360	360	660	50%	○	
習志野市	袖ヶ浦テニスコート	砂入り人工芝コート 4面 S47.3.1開設	1,150	1,150	570	570	-	100%	○	
	芝園テニスコート	砂入り人工芝コート 4面 H23.5.1開設	1,150	1,150	570	570	480			
鎌ヶ谷市	福太郎テニスコート	砂入り人工芝コート 4面	1,000	1,000	1,000	1,000	-		○	

※民間施設

所在地	施設名	(代表)施設概要	料金(2時間あたり(照明は60分あたり)、税込)					備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	(照明)	
船橋市	オールサムズテニスクラブ船橋(旭町)	砂入り人工芝コート	3,520	3,520	3,520	3,520	-	平日昼の料金 平日夜、休日は7,040円/2h
市川市	南市川テニスガーデン	ハードコート 3面/砂入り人工芝コート 2面	4,620	4,620	4,620	4,620	-	平日昼の料金 平日夜は8,640円/2h、休日は10,800円/2h
		インドアコート 9面	6,930	6,930	6,930	6,930	-	平日昼の料金 平日夜は11,800円/2h、休日は12,960円/2h
松戸市	松戸テニスクラブ		3,000	3,000	3,000	3,000	-	平日昼の料金 平日夜は4,000円/2h、休日は7,000円/2h



運動公園プール

○算定における条件

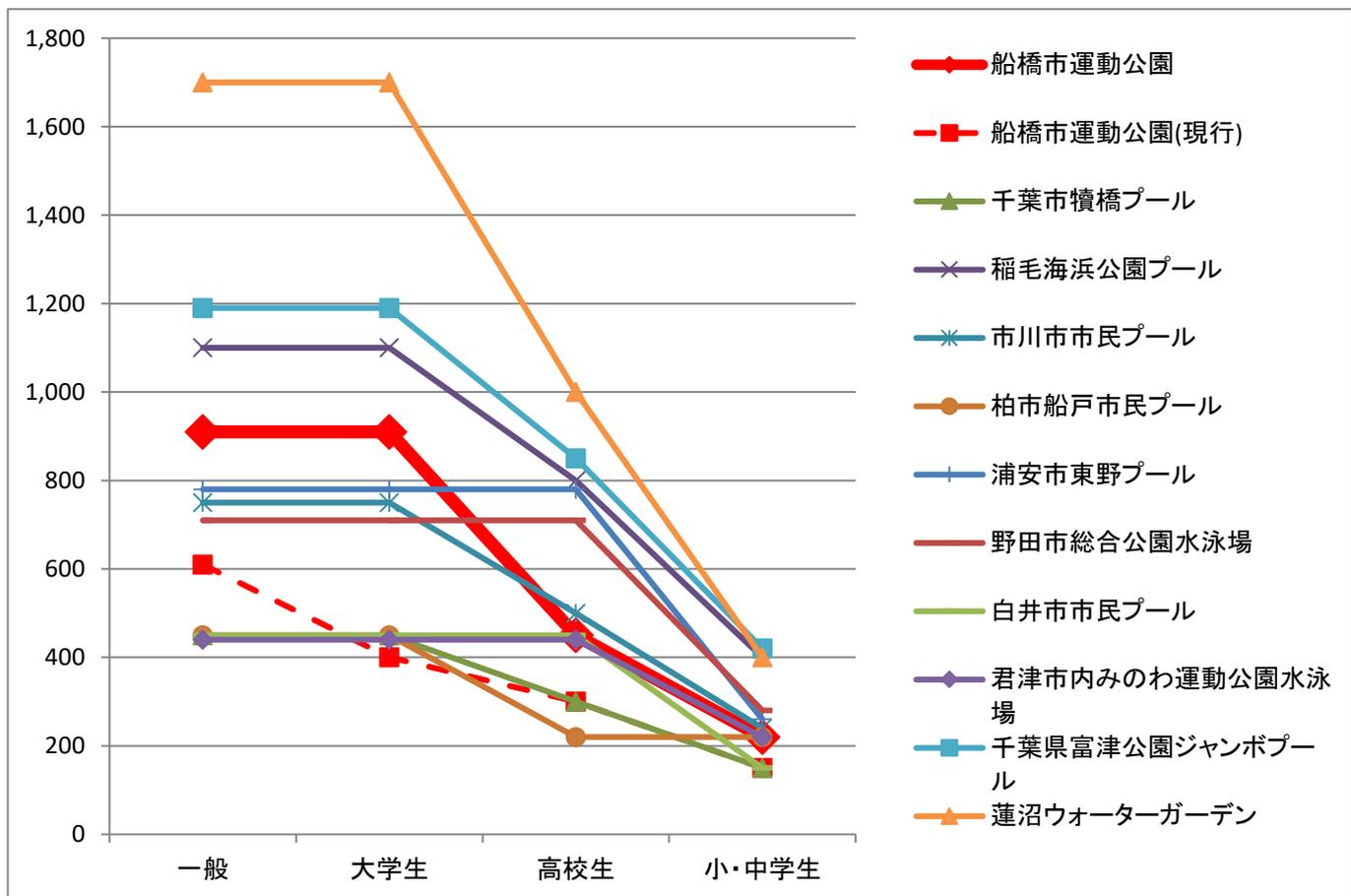
運営	112,693千円	負担割合	50%→75%
資本	25,117千円	稼働率	-
30年度使用料収入		41,709千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
一般	610	910
大学生	400	910
高校生	300	450
小学生・中学生	150	220
(延長)一般	300	450
(延長)大学生	200	450
(延長)高校生	150	220
(延長)小学生・中学生	70	110

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小・中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】運動公園	50m(9コース)、25m(8コース)、流水、児童・幼児、造波、ドーム型滑り台、回転スライダー、直線スライダー、ターザンロープ	610	400	300	150	3時間	50%	×	
	【改正案】運動公園		910	910	450	220	3時間	75%	○	
千葉市	犢橋プール	【屋内】 一般用プール5コース、子供用プール、徒歩プール、流水プール、ウォータースライダー、その他プール施設 【屋外】 子供用プール、ジャグジープール、ウォータースライダー	300	300	200	200(中) 100(小)	2時間		×	
	稲毛海浜公園プール	滝プール、25mプール、ウォータースライダー、三連式スライダー、フロートスライダー、ジャイアントスライダー、流れるプール	1,100	1,100	800	400	1日			条例上の設置施設ではない
市川市	市民プール	流水プール、子供プール(滑り台付)、幼児プール、50m・25mプール	750	750	500	240	1日	50%	○	
柏市	船戸市民プール	流水プール、スライダープール、幼児プール	450	450	220	220	3.5時間	50%	○	
浦安市	東野プール	25mプール、流水プール、こどもプール、ちびっこプール	390	390	390	130	2時間	50%	○	2時間交代制
野田市	総合公園水泳場	50m、流水プール、ちびっこプール、子ども用プール	710	710	710	280	1日			
白井市	市民プール	流水プール、アドベンチャースライダー、25mプール、幼児プール	450	450	450	150	1日	100%	○	
君津市	内みのわ運動公園水泳場	25m×6、流水プール、児童用プール	440	440	440	220	1日			
千葉県	富津公園ジャンボプール	ウォータースライダー、波のプール、流水、児童、50m	1,190	1,190	850	420	1日			
	蓮沼ウォーターガーデン		1,700	1,700	1,000	400	1日			アトラクション毎に別料金



運動公園(体育館)

○算定における条件

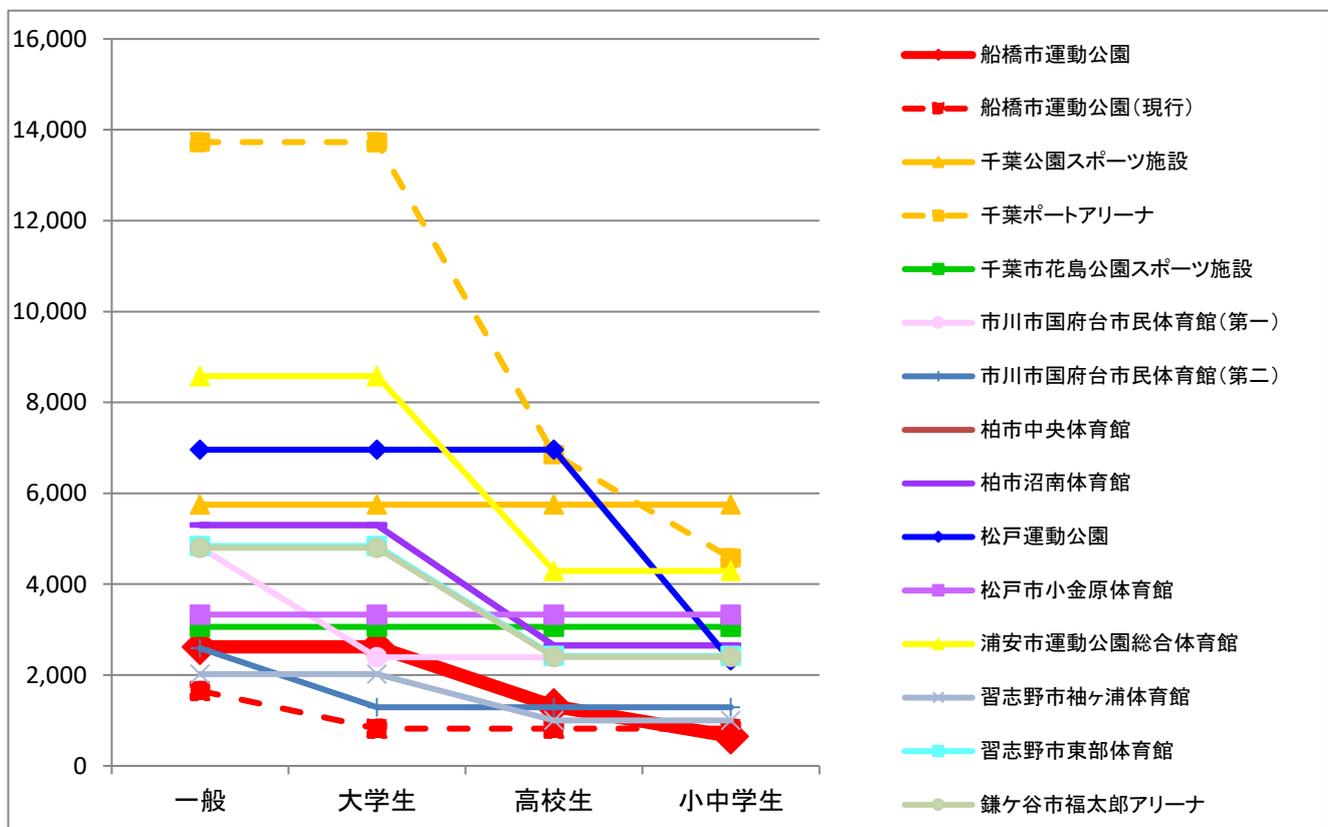
運営	30,406千円	負担割合	25%→50%
資本	549千円	稼働率	82%
H30年度使用料収入		10,930千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
一般	1,650	2,620
大学生	820	2,620
高校生	820	1,310
小中学生	820	650
その他	4,950	7,870
アマチュア(入場料あり)	6,600	10,490
その他(入場料あり)	12,370	19,670
(バスケ1面)一般	880	1,390
(バスケ1面)大学生	440	1,390
(バスケ1面)高校生	440	690
(バスケ1面)小中学生	440	340
(バスケ1面)その他	2,640	4,190
(バドミントン1面)一般	220	340
(バドミントン1面)大学生	110	340
(バドミントン1面)高校生	110	170
(バドミントン1面)小中学生	110	80
(バドミントン1面)その他	660	1,040
(卓球1面)一般	110	170
(卓球1面)大学生	50	170
(卓球1面)高校生	50	80
(卓球1面)小中学生	50	40
(卓球1面)その他	330	520
(個人)一般	110	170
(個人)大学生	50	170
(個人)高校生	50	80
(個人)中学生	50	40
(トレーニング室)一般	1,320	2,090
(トレーニング室)大学生	440	2,090
(トレーニング室)高校生	440	1,040
(トレーニング室)中学生	440	520
会議室	270	430

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(全面2時間あたり、税込)				料金(個人利用、税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	一般	大学生	高校生	小中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】運動公園	バスケットボール/バレーボール3面、固定席1,836人	1,650	820	820	820	110	50	50	50	2時間	25%	×	一般：10人利用で約260円
	【改正案】運動公園		2,620	2,620	1,310	650	170	170	80	40	2時間	50%	○	
千葉市	千葉公園スポーツ施設	バスケ2面、バレー2面、バド8面、卓球24台、スタンド1,000人、フロア椅子2,000人、立ち見1,700人	5,750	5,750	5,750	5,750	/	/	/	/	/	-	×	中学生は100円
	花島公園スポーツ施設	バスケ2面、バド8面、卓球8面	3,060	3,060	3,060	3,060	220	220	100	70	2時間	-	×	
	千葉ポートアリーナ	バスケットボール3面	13,730	13,730	6,860	4,570	/	/	/	/	/	-	×	
市川市	国府台市民体育館(第一)	ハンド1面、バスケ2面、バレー4面、バド8面、卓球26台、観客席1,068席	4,810	2,390	2,390	2,390	/	/	/	/	/	50%	○	
	国府台市民体育館(第二)	バスケ1面、バレー1面、バド3面、卓球12台	2,590	1,290	1,290	1,290	/	/	/	/	/	50%	○	
柏市	中央体育館		5,300	5,300	2,650	2,650	280	280	80	80	2時間	50%	○	
	沼南体育館		5,300	5,300	2,650	2,650	/	/	/	/	/	50%	○	
松戸市	松戸運動公園	バスケ2面、バレー3面、バド9面	6,960	6,960	6,960	2,320	220	220	220	50	2時間	-	-	
	小金原体育館	バスケ1面、バレー3面、バド7面	3,330	3,330	3,330	3,330	220	220	220	50	2時間	-	-	
浦安市	運動公園総合体育館	バスケ2面、バレー4面、バド10面、卓球24台、観客席1,798席	8,580	8,580	4,290	4,290	460	460	220	220	2時間	50%	○	
習志野市	袖ヶ浦体育館	バスケ2面、バレー2面、バド8面、卓球20台、観客席432席	2,020	2,020	1,000	1,000	/	/	/	/	/	50%	○	
	東部体育館	バスケ2面、バレー2面、バド8面、卓球20台、体操ビット、観客席201席	4,840	4,840	2,420	2,420	/	/	/	/	/	50%	○	
鎌ヶ谷市	福太郎アリーナ	バスケ2面、バレー3面、バド8面、ソフトテニス2面、卓球32台、観客席約1,300名	4,800	4,800	2,400	2,400	400	400	200	200	2時間	-	○	



弓道場

○算定における条件

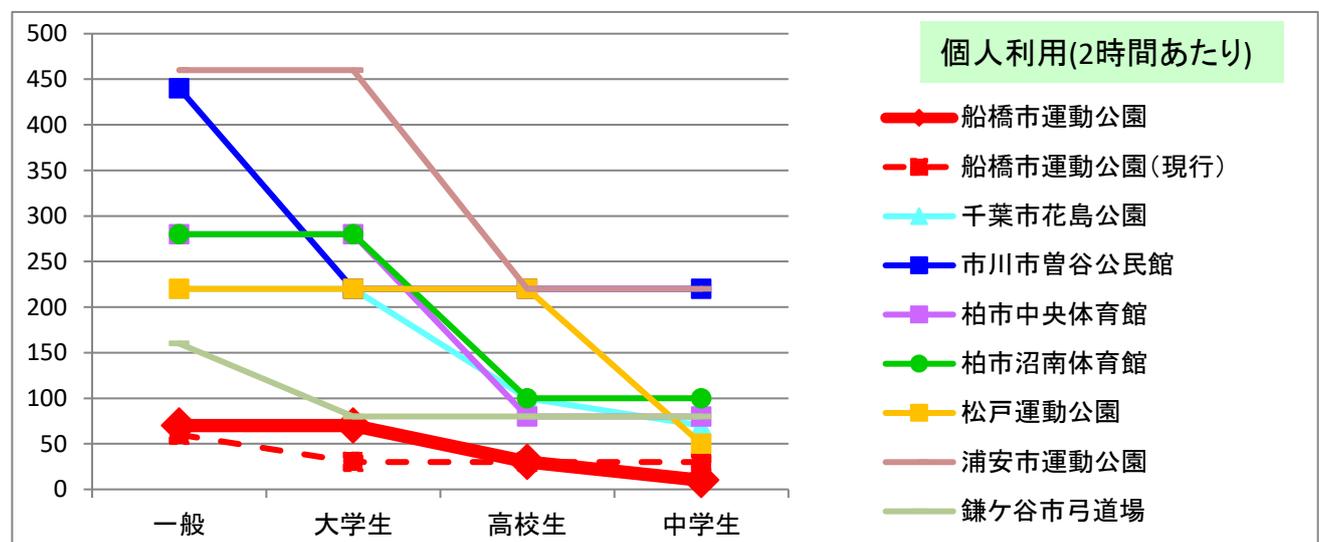
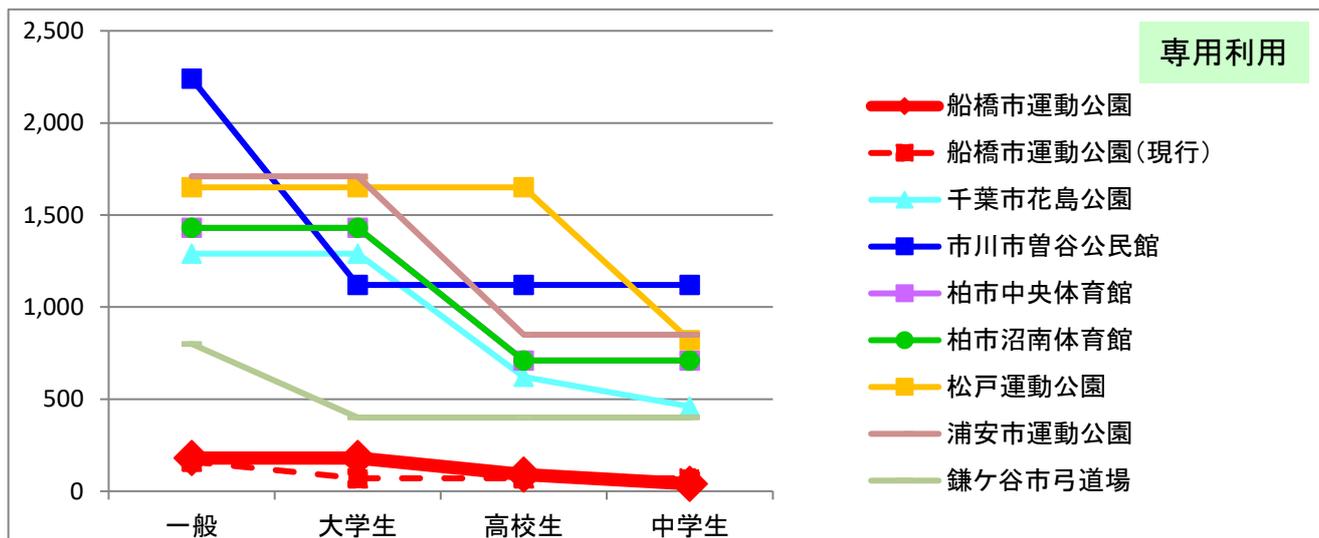
運営	1,200千円	負担割合	25%→50%
資本	399千円	稼働率	-
H30年度使用料収入		368千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
(専用)一般	160	180
(専用)大学生	70	180
(専用)高校生	70	90
(専用)中学生	70	40
(個人)一般	60	70
(個人)大学生	30	70
(個人)高校生	30	30
(個人)中学生	30	10

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用2時間あたり、税込)				料金(個人利用、税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	中学生	一般	大学生	高校生	中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】運動公園	近的5人立 夜間照明設備	160	70	70	70	60	30	30	30	2時間	25%	×	
	【改正案】運動公園		180	180	90	40	70	70	30	10	2時間	50%	○	
千葉市	花島公園	近的5人立28m	1,290	1,290	620	460	220	220	100	70	2時間		×	
市川市	曾谷公民館		2,240	1,120	1,120	1,120	220	110	110	110	1時間	50%	○	
柏市	中央体育館		1,430	1,430	710	710	280	280	80	80	2時間	50%	○	
	沼南体育館		1,430	1,430	710	710	280	280	100	100	2時間	50%	○	
松戸市	松戸運動公園		1,650	1,650	1,650	820	220	220	220	50	2時間		○	
浦安市	運動公園		1,710	1,710	850	850	460	460	220	220	2時間	50%	○	
鎌ヶ谷市	弓道場・アーチェリー場	近的28m5人立	800	400	400	400	160	80	80	80	2時間		○	



法典公園(球技場)

○算定における条件

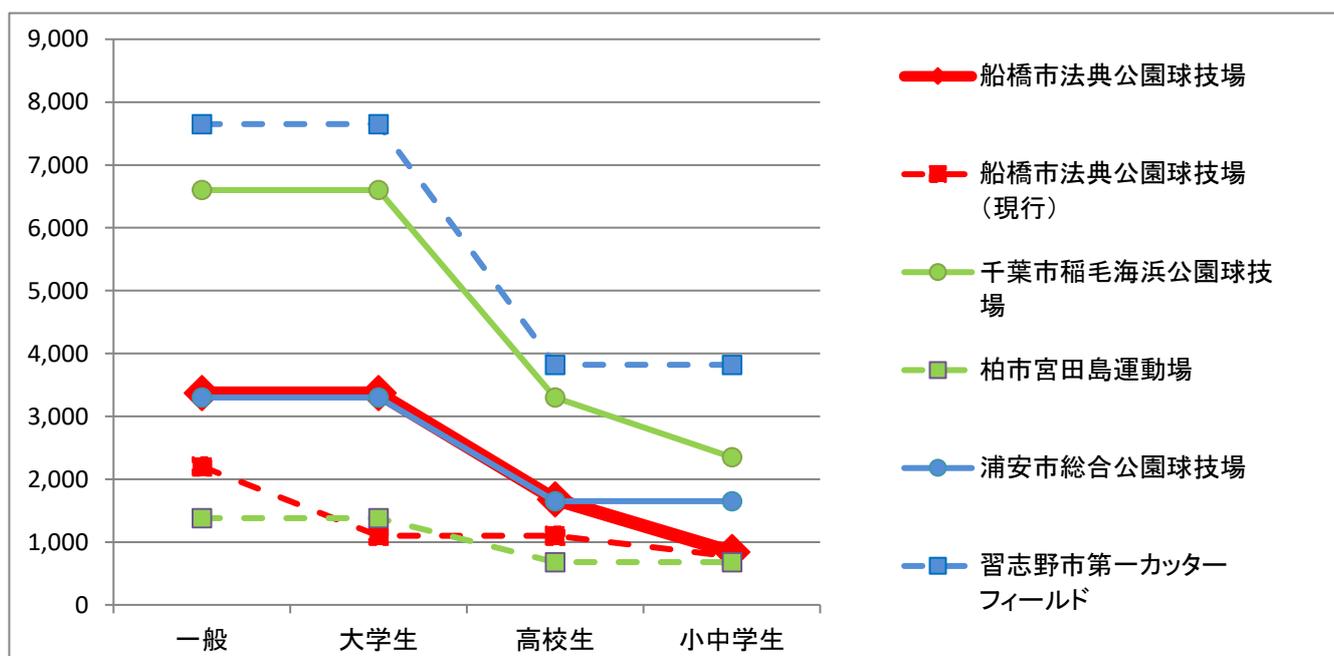
運営	7,144千円	負担割合	25%→50%
資本	226千円	稼働率	74%
30年度使用料収入		940千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
アマチュア・一般	2,200	3,370
アマチュア・大学生	1,100	3,370
アマチュア・高校生	1,100	1,680
アマチュア・小中学生	770	840
その他	4,510	6,920

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用2時間あたり、税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】法典公園		2,200	1,100	1,100	770	2時間	25%	×	
	【改正案】法典公園		3,370	3,370	1,680	840	2時間	50%	○	一般：22人利用で約160円
千葉市	稲毛海浜公園球技場	サッカー(芝)：1面	6,600	6,600	3,300	2,350	2時間	50%	×	
市川市	なし							-	○	
柏市	宮田島運動場	フットサル(人工芝)：2面	1,380	1,380	680	680	2時間	50%	○	
松戸市	なし							-	-	
浦安市	総合公園球技場	サッカー・ラグビー(人工芝)：1面	3,300	3,300	1,650	1,650	2時間	50%	○	
習志野市	第一カッターフィールド	サッカー(芝)：1面	7,650	7,650	3,820	3,820	2時間	50%	○	
鎌ヶ谷市	なし							-	○	福太郎スタジアムの陸上競技場の内側でサッカー場利用可能 2時間：5,000円(学生2,500円)



法典公園(集会所)

○算定における条件

運営	8,279千円	負担割合	50%
資本	6,009千円	稼働率	17%
H30年度使用料収入		1,402千円	

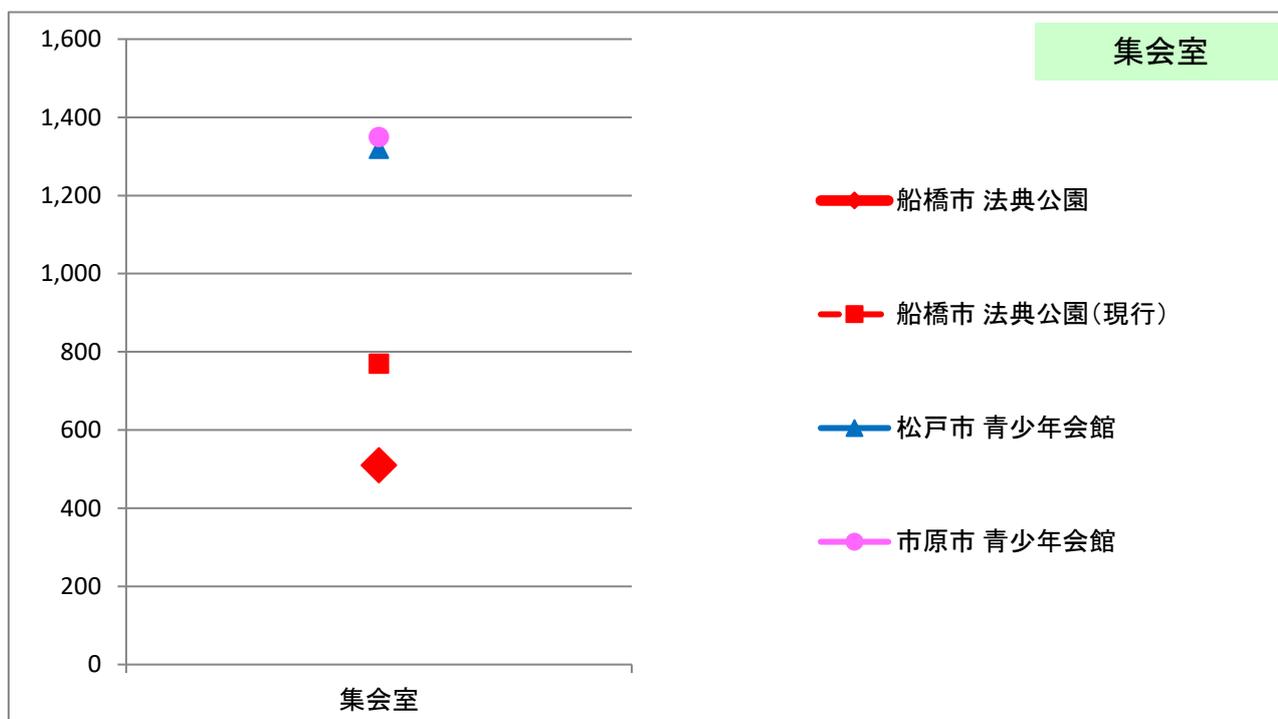
○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
体育レク室(午前)	3,960	2,640
体育レク室(午後)	5,280	3,520
体育レク室(夜)	5,280	3,520
体育レク室(全日)	15,840	9,680
第一和室(午前)	550	360
第一和室(午後)	720	480
第一和室(夜)	720	480
第一和室(全日)	2,200	1,320
第二和室(午前)	550	360
第二和室(午後)	720	480
第二和室(夜)	720	480
第二和室(全日)	2,200	1,320
第一集会室(午前)	770	510
第一集会室(午後)	1,020	680
第一集会室(夜)	1,020	680
第一集会室(全日)	3,080	1,870
第二集会室(午前)	770	510
第二集会室(午後)	1,020	680
第二集会室(夜)	1,020	680
第二集会室(全日)	3,080	1,870
多目的ホール(午前)	3,960	2,640
多目的ホール(午後)	5,280	3,520
多目的ホール(夜)	5,280	3,520
多目的ホール(全日)	15,840	9,680

○近隣他市比較

○法典公園(集会所)

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマ3時間あたり、税込)		使用料の考え方		備考
			集会所	受益者負担率	資本費算入		
船橋市	【現行】法典公園(集会所)	体育レク室、第一和室、第二和室、第一集会所、第二集会所、多目的ホール 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	770	50%	×	現行料金は、集会所午前(3時間)の料金を掲載。	
	【改正案】法典公園(集会所)		510	50%	○		
松戸市	青少年会館	学習室、集会所、美術室、音楽室、和室、クラブ室、体育室 貸出しは1時間単位	1,320	-	-		
市原市	青少年会館	学習室、集会所、美術室、音楽室、和室2室、クラブ室、小会議室 貸出しは1時間単位	1,350	-	○		



条例改正説明資料

議案第16号 船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 57～58 新旧対照表 P 72

1. 改正理由及び改正内容

行財政改革推進プランにおいて、6つの柱の一つに受益者負担の見直しという項目が掲げられており、それを受けて「使用料・手数料の基本的な考え方」が見直された。これに伴い、使用料の算定方法に「資本費の算入」及び「統一的な料金区分」が設定されたことにより、プラネタリウム館の観覧料の額を改定する必要が生じたため、一部改正を行うもの。

2. 改正箇所

(観覧料の額の改定)

(旧)	区分	金額 (1人1回につき)	
		個人	団体 (20人以上)
	大人	440円	330円
	小人	220円	160円

- 備考 1 小人とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに学齢に達しない者で4歳以上のものをいう。
 2 大人とは、小人以外の者をいう。ただし、4歳未満の者を除く。



(新)	区分	金額 (1人1回につき)	
		個人	団体 (20人以上)
	一般	500円	370円
	高校生	250円	180円
	小学生・中学生	120円	90円
	幼児	60円	40円

- 備考 1 一般とは、高校生、小学生・中学生及び幼児以外の者をいう。ただし、4歳未満の者を除く。
 2 高校生とは、高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。
 3 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。
 4 幼児とは、4歳以上の者で学齢に達しないものをいう。

3. 施行日 令和2年4月1日

プラネタリウム館

○算定における条件

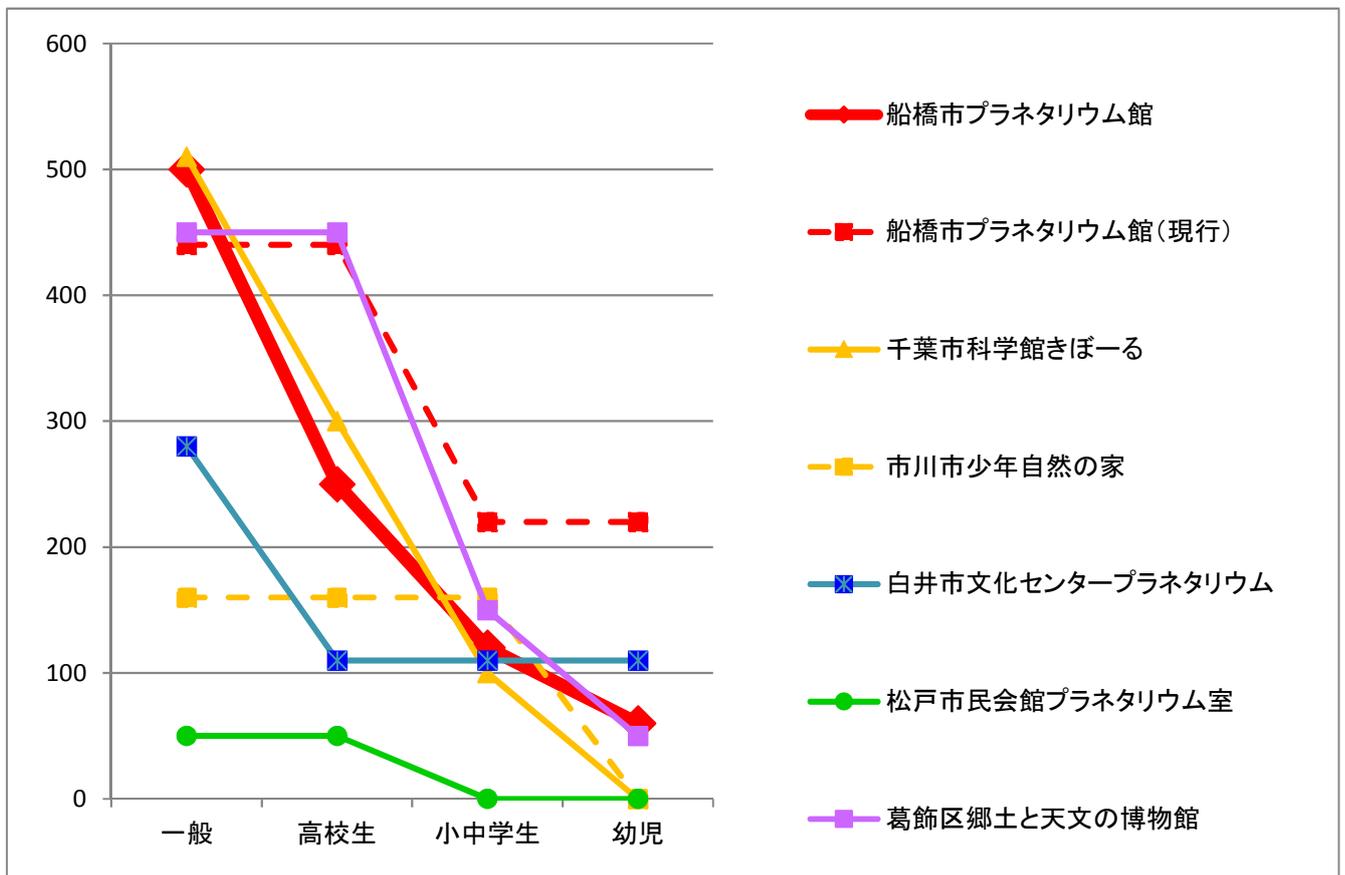
運営	21,891千円	負担割合	25%
資本	4,424千円	稼働率	-
30年度使用料収入		2,462千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
大人(一般)	440	500
高校生	440	250
小人(小学生・中学生)	220	120
幼児	220	60
大人(団体)	330	370
高校生(団体)	330	180
小人(団体)(小学生・中学生)	160	90
幼児	160	40

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(入館料、税込)				使用料の考え方		備考
			一般	高校生	小中学生	幼児	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】船橋市プラネタリウム館	1987年開設、直径18m、255席	440	440	220	220	25%	×	
	【改正案】船橋市プラネタリウム館		500	250	120	60	25%	○	
千葉市	千葉市科学館きぼーる	2007年開設、直径23m、200席、指定管理	510	300	100	無料	-	×	
市川市	市川市少年自然の家	1982年開設、直径14m、217席	160	160	160	160	50%	○	
白井市	白井市文化センタープラネタリウム	1994年開設、直径12m、86席	280	110	110	110	-	○	座席を使用する幼児は料金を徴収
松戸市	松戸市民会館プラネタリウム室	1978年開設、直径8m、80席	50	50	無料	無料	-	-	
葛飾区	葛飾区郷土と天文の博物館	1991年開設、直径18m、140席	450	450	150	50	-	○	



条例改正説明資料

議案第17号 船橋市公民館条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P59～64 新旧対照表 P73～82

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 1月	施設予約システムの改修開始
8月	使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・別表第1に規定する使用料等の改定

3. 施行期日

令和2年8月1日

公民館

○算定における条件

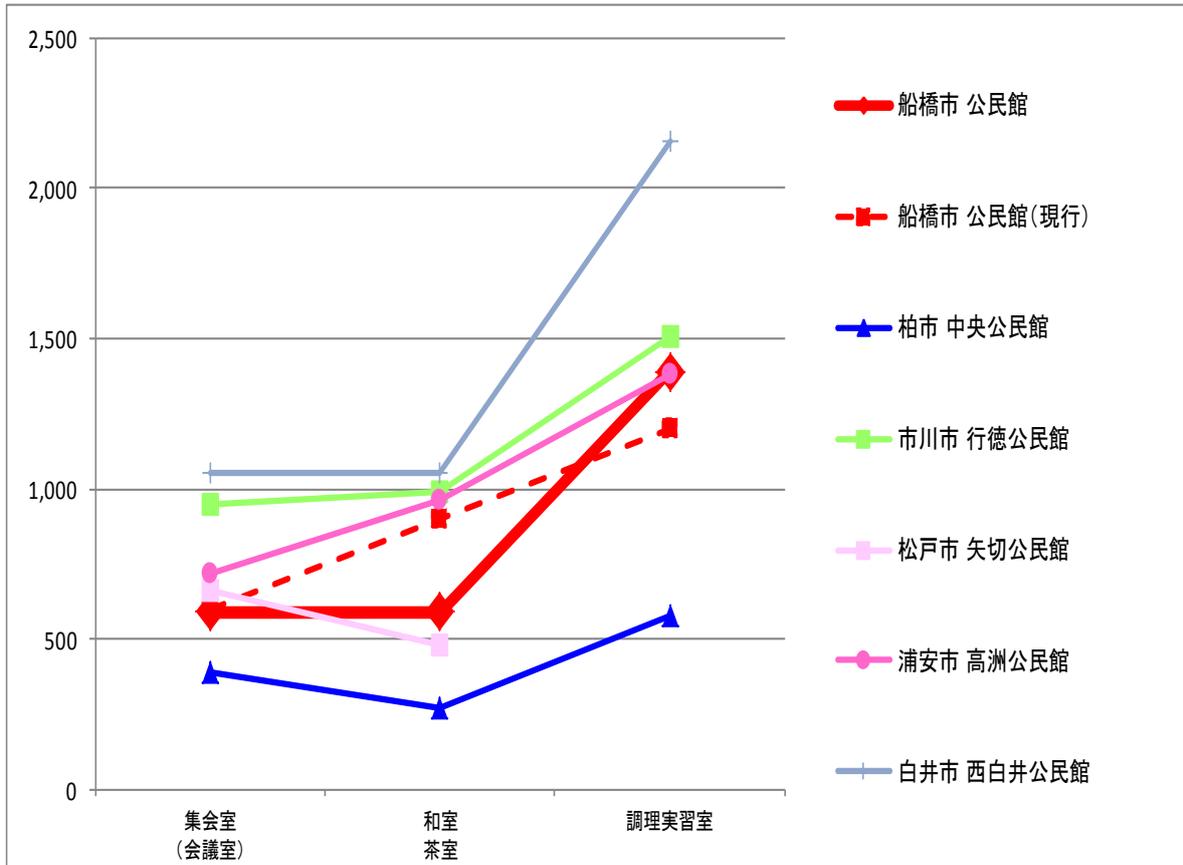
運営	525,959千円	負担割合	50%
資本	220,220千円	稼働率	51%
30年度使用料収入		81,576千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
講堂 (343.8 m ²)	5,440	6,980
第一集会室(35.12 m ²)	600	590
第二集会室(60.45 m ²)	900	990
第一和室 (15.4 m ² 、 10畳)	600	590
第二和室 (31.02 m ² 、 21畳)	900	590
実習室 (74.03 m ²)	1,200	1,390
音楽室 (67.64 m ²)	1,200	1,390

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマ3時間あたり、税込)			使用料の考え方		備考
			集会室	和室	調理実習室	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】公民館	講堂、集会室、和室・茶室、調理実習室、レクリエーション室、音楽室、視聴覚室など 3時間、4コマの料金体系。市内全26館。	600	900	1,200	50%	×	公民館は統一単価。
	【改正案】公民館		590	590	1,390	50%	○	
柏市	中央公民館	講堂、集会室、会議室、茶室、料理実習室、音楽室、視聴覚室、創作室 貸出しは4時間単位。3コマの料金体系。市内1館。	390	270	578	25%	○	調理実習室欄は料理実習室1料金を掲載。平成31年4月1日から大規模改修中。
市川市	行徳公民館	多目的ホール、会議室、研修室、茶室、和室、調理実習室、レクリエーションホール、学習室 貸出しは1時間単位。市内全16館。	950	990	1,510	50%	○	集会室欄は、第1研修室料金を掲載。
松戸市	矢切公民館	ホール、会議室、講座室 貸出しは1時間単位。市内1館。夜間割増設定有り。	660	480	-	-	○	割増なしの日中料金を掲載。集会室欄は講座室2、和室欄は講座室1料金を掲載。
浦安市	高洲公民館	大集会室、会議室、和室、調理実習室、運動室、音楽室、工芸工作室等 貸出しは1時間単位。市内全7館。	720	960	1,380	50%	○	集会室欄は、第1会議室を掲載。
白井市	西白井公民館	工芸室、調理実習室、研修室、作法室、視聴覚室、レクリエーションホール 貸出しは1時間単位。市内全5館。	1,050	1,050	2,160	-	○	集会室欄は研修室料金、和室欄は作法室料金を掲載。



条例改正説明資料

議案第18号 船橋市視聴覚センター条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P65～66 新旧対照表 P83

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 4月	使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・別表第1に規定する使用料の改定

3. 施行期日

令和2年4月1日

視聴覚センター

○算定における条件

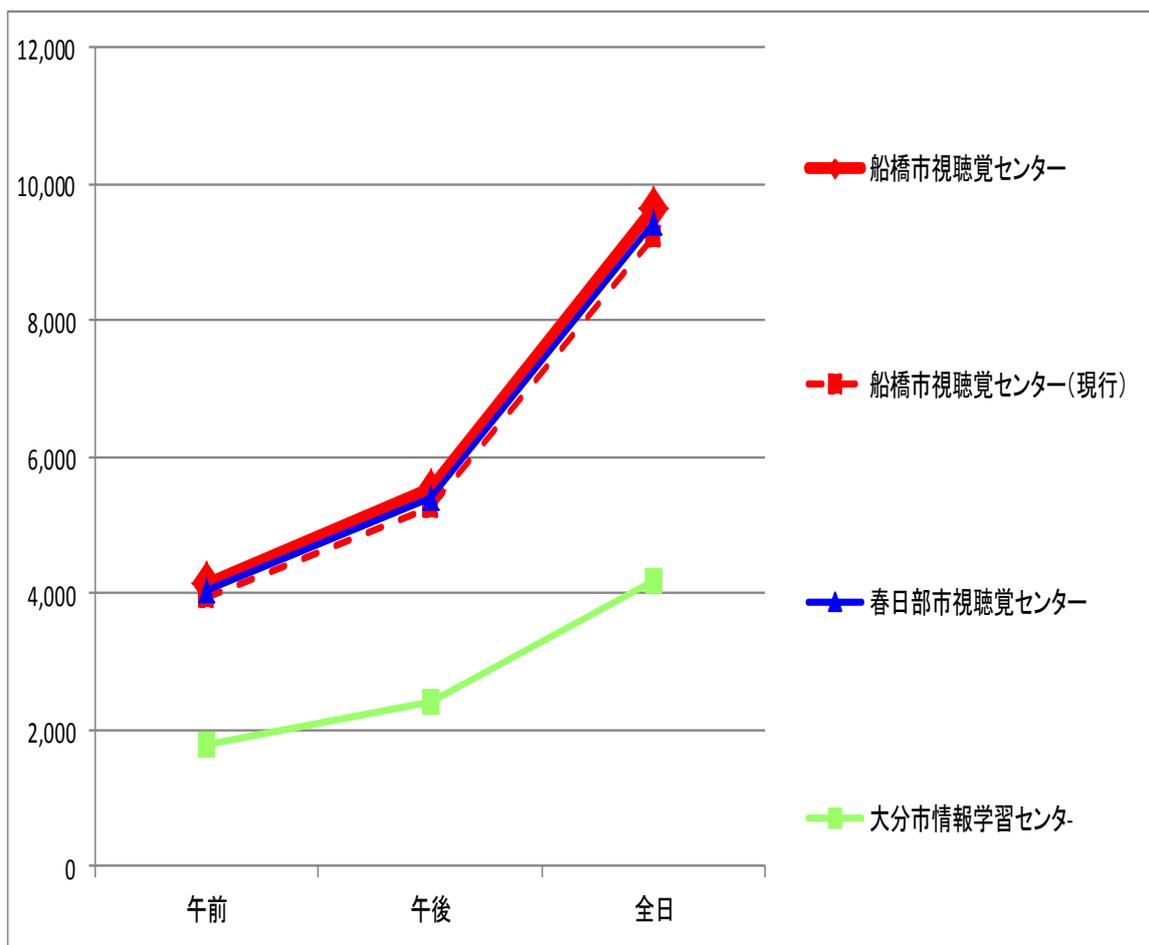
運営	7,974千円	負担割合	50%
資本	4,874千円	稼働率	39%
30年度使用料収入		349千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
視聴覚ホール午前の部	3,960	4,140
視聴覚ホール午後の部	5,280	5,520
視聴覚ホール全日の部	9,240	9,660
総合演習室午前の部	2,090	2,910
総合演習室午後の部	3,190	3,880
総合演習室全日の部	5,280	6,790
研修室午前の部	550	550
研修室午後の部	770	740
研修室全日の部	1,320	1,290
スタジオ・調整室午前の部	2,090	2,700
スタジオ・調整室午後の部	3,190	3,610
スタジオ・調整室全日の部	5,280	6,310

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマあたり、税込)			使用料の考え方		備考
			午前	午後	全日	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】船橋視聴覚センター	視聴覚ホール、定員120名、209.86㎡ 午前：3時間、午後：4時間、全日：8時間	3,960	5,280	9,240	50%	×	視聴覚ホールの料金を掲載
	【改正案】船橋視聴覚センター		4,140	5,520	9,660	50%	○	
春日部市	春日部視聴覚センター	視聴覚ホール、定員200名 午前：3時間、午後：4時間、全日：8時間	4,050	5,400	9,450	-	-	
大分市	大分情報学習センター	A Vホール、定員350名、400㎡ 1時間単位で利用可	1,800	2,400	4,200	-	-	



条例改正説明資料

議案第19号 船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 67～69 新旧対照表 P 84～85

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の利用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

利用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、利用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和3年 4月	利用料改定（指定管理者の更新時期と合わせるため）

2. 主な改正箇所

利用料の見直し

- ・別表第1に規定する利用料等の改定

3. 施行期日

令和3年4月1日

(※) 当該改正で最終的な利用料等への改正を行うが、附則で、令和3年度分及び令和4年度分の利用料等への読み替え規定を定める

市民ギャラリー（指定終了：令和3年3月31日）

○算定における条件

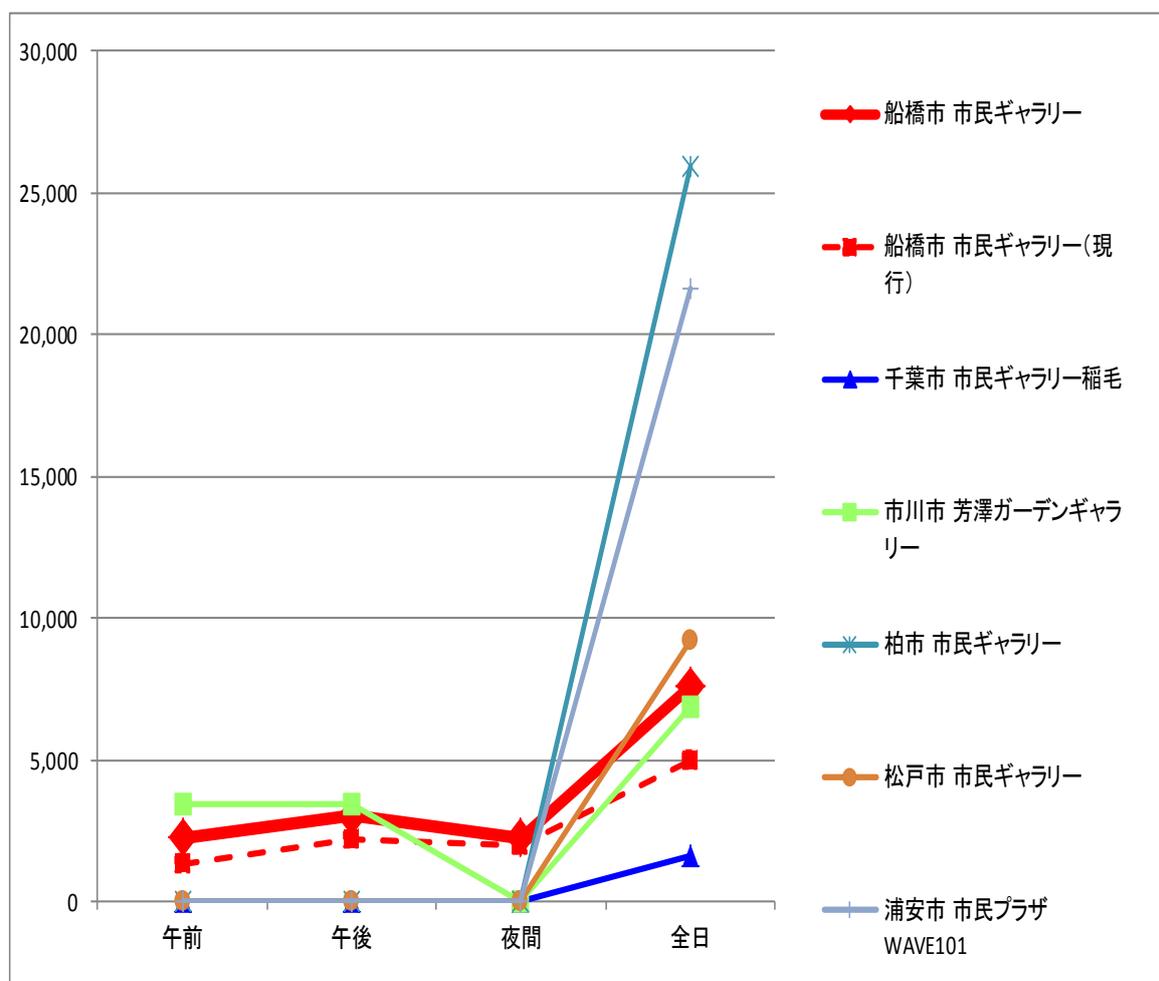
運営	24,621千円	負担割合	50%
資本	3,394千円	稼働率	86%
30年度利用料収入		10,615千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新（案）	1年目	2年目
第一展示室（午前）	1,650	2,990	2,090	2,540
第一展示室（午後）	2,860	3,990	3,230	3,610
第一展示室（夜間）	2,530	2,990	2,680	2,840
第一展示室（全日）	6,270	9,970	8,000	8,990
第二展示室（午前）	1,320	2,270	1,630	1,950
第二展示室（午後）	2,200	3,030	2,470	2,750
第二展示室（夜間）	1,980	2,270	2,070	2,170
第二展示室（全日）	4,950	7,570	6,170	6,870
第三展示室（午前）	1,320	2,270	1,630	1,950
第三展示室（午後）	2,200	3,030	2,470	2,750
第三展示室（夜間）	1,980	2,270	2,070	2,170
第三展示室（全日）	4,950	7,570	6,170	6,870
第四展示室（午前）	1,100	2,440	1,540	1,990
第四展示室（午後）	1,870	3,250	2,330	2,790
第四展示室（夜間）	1,650	2,440	1,910	2,170
第四展示室（全日）	4,070	8,130	5,780	6,950
第一ホール（午前）	330	790	480	630
第一ホール（午後）	660	1,050	790	920
第一ホール（夜間）	550	790	630	710
第一ホール（全日）	1,320	2,630	1,900	2,260
第二ホール（午前）	550	1,180	760	970
第二ホール（午後）	880	1,580	1,110	1,340
第二ホール（夜間）	770	1,180	900	1,040
第二ホール（全日）	1,980	3,940	2,770	3,350

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマあたり、税込)				使用料の考え方		備考
			午前	午後	夜間	全日	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】市民ギャラリー	展示室4室、ホール2室。 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間、全日：12時間	1,320	2,200	1,980	4,950	50%	×	第2展示室(131.9㎡)の料金。激変緩和措置適用。
	【改正案】市民ギャラリー		2,270	3,030	2,270	7,570	50%	○	
千葉市	市民ギャラリー稲毛	展示室3室、制作室3室。 展示室は6日間、制作室は4時間・3コマの料金体系。	-	-	-	1,620	-	×	第1展示室(64㎡)の料金。6日間料金を割り返し、相当額を算出。
市川市	芳澤ガーデンギャラリー	ギャラリー3室。 ギャラリー1・2は半日(4時間)単位、ギャラリー3は1時間単位の料金体系。	3,430	3,430	-	6,860	50%	○	ギャラリー1(100㎡)の料金。
柏市	市民ギャラリー	展示室1室(266㎡)。 1日単位の料金体系。4日間または5日間単位で貸出し。	-	-	-	25,920	-	○	
松戸市	市民文化ホール(市民ギャラリー)	ホール1室、ギャラリー3室。 6日間の料金体系。	-	-	-	9,200	-	-	ギャラリー1(150㎡)の料金。6日間料金を割り返し、相当額を算出。
浦安市	市民プラザWAVE101	ギャラリー1室。 1日単位の料金体系。土日割増有り。	-	-	-	21,600	-	○	ギャラリー1(350㎡)の平日料金。



条例改正説明資料

議案第20号 船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P71～72 新旧対照表 P86～87

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の利用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

利用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、利用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和3年 4月	利用料改定（指定管理者の更新時期と合わせるため）

2. 主な改正箇所

利用料の見直し

- ・別表第1に規定する利用料等の改定

3. 施行期日

令和3年4月1日

茶華道センター（指定終了：令和3年3月31日）

○算定における条件

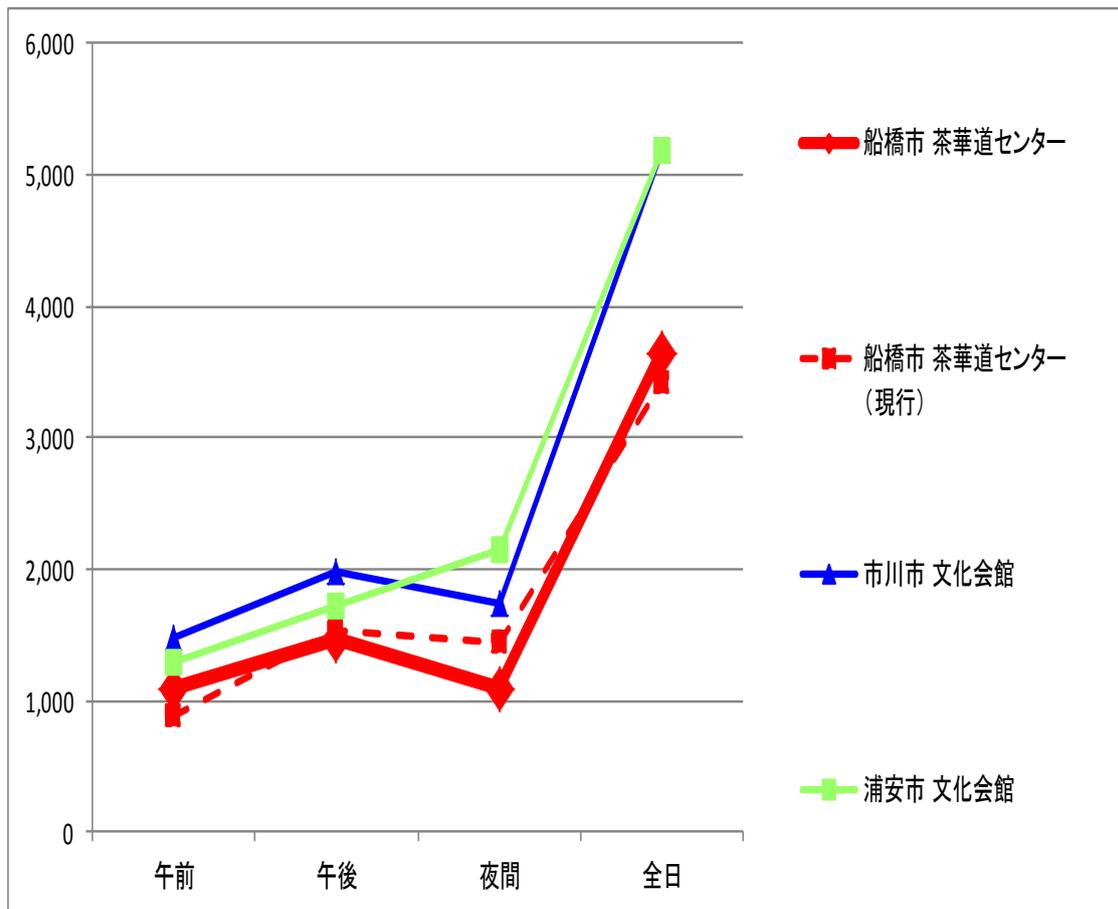
運営	12,246千円	負担割合	50%
資本	3,266千円	稼働率	46%
30年度利用料収入		3,107千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新（案）
第一茶室(午前)	1,650	960
第一茶室(午後)	2,750	1,280
第一茶室(夜間)	2,530	960
第一茶室(全日)	6,160	3,200
第二茶室(午前)	1,100	740
第二茶室(午後)	1,760	990
第二茶室(夜間)	1,650	740
第二茶室(全日)	3,960	2,470
第三茶室(午前)	1,320	980
第三茶室(午後)	2,200	1,310
第三茶室(夜間)	1,980	980
第三茶室(全日)	4,950	3,270
第一和室（午前） 舞台付	2,310	2,230
第一和室（午後） 舞台付	3,850	2,970
第一和室（夜間） 舞台付	3,410	2,230
第一和室（全日） 舞台付	8,580	7,430
第二和室（午前）	770	1,090
第二和室（午後）	1,320	1,460
第二和室（夜間）	1,210	1,090
第二和室（全日）	2,970	3,640
第三和室(午前)	880	1,090
第三和室（午後）	1,540	1,460
第三和室（夜間）	1,430	1,090
第三和室（全日）	3,410	3,640

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマあたり、税込)				使用料の考え方		備考
			午前	午後	夜間	全日	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】茶華道センター	和室3室、茶室3室。 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間、全日：12時間	880	1,540	1,430	3,410	50%	×	第3和室（20畳）の料金。
	【改正案】茶華道センター		1,090	1,460	1,090	3,640	50%	○	
市川市	文化会館	和室1室、茶華道室1室。 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3.5時間、全日：12.5時間	1,480	1,980	1,730	5,190	50%	○	和室（18畳）の料金。
浦安市	文化会館	和室2室、茶室1室。 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間、全日：12時間	1,280	1,720	2,150	5,180	50%	○	和室1（21畳）の料金。



条例改正説明資料

議案第 2 1 号 船橋市少年自然の家条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 7 3 ～ 7 4 新旧対照表 P 8 8

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール (予定)

年月	事項
令和 2 年 4 月	使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・別表に規定する使用料等の改定

3. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

一宮少年自然の家

○算定における条件

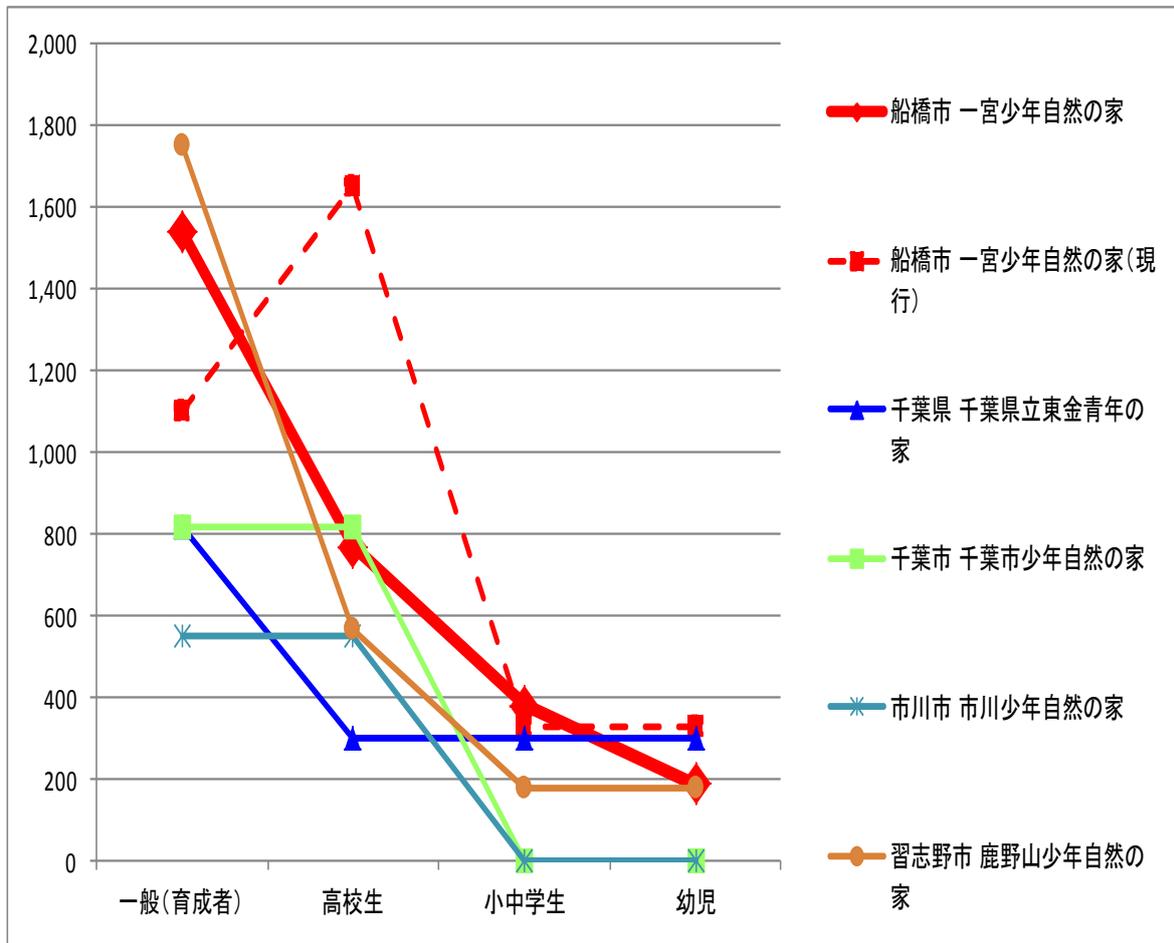
運営	27,138千円	負担割合	25%
資本	14,219千円	稼働率	36%
30年度使用料収入	4,429千円		

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
幼児(宿泊)	—	190
幼児(一時)	—	90
小学生・中学生(宿泊)	330	380
小学生・中学生(一時)	160	190
少年団体の構成員(宿泊)	330	—
少年団体の構成員(一時)	160	—
引率者(宿泊)	330	—
引率者(一時)	160	—
高校生(宿泊)	—	770
高校生(一時)	—	380
育成者(宿泊)	1,100	1,540
育成者(一時)	550	770
その他の者(宿泊)	1,650	2,310
その他の者(一時)	820	1,150

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1人1泊あたり、税込)				使用料の考え方		備考
			育成者	高校生	小中学生	幼児	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】一宮少年自然の家	施設敷地面積33,774.58㎡、定員200名	1,100	1,650	330	330	25%	×	高校生、幼児区分を新設。
	【改正案】一宮少年自然の家		1,540	770	380	190	25%	○	
千葉県	千葉県立東金青年の家	施設敷地面積24,461.10㎡、定員200名	820	300	300	300	-	-	3歳以上18歳未満300円、18歳以上820円。
千葉市	千葉市少年自然の家	施設敷地面積150,000㎡、定員388名	820	820	無料	無料	-	×	
市川市	市川市少年自然の家	施設敷地面積10,536㎡、定員210名	550	550	無料	無料	50%	○	
習志野市	鹿野山少年自然の家	施設敷地面積9,433.7㎡、定員200名	1,750	570	180	180	100%	○	青年(26歳未満)1450円の料金設定あり。



条例改正説明資料

議案第22号 船橋市青少年会館条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P75～76 新旧対照表 P89

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

区分及び使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 1月	施設予約システムの改修開始
7月	使用料改定

2. 主な改正箇所

区分及び使用料の見直し

- ・別表に規定する使用料等の改定

3. 施行期日

令和2年7月1日

青少年会館

○算定における条件

運営	21,612千円	負担割合	50%
資本	6,479千円	稼働率	29%
H30年度使用料収入		1,245千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	料金区分	現行	新(案)
学習室(午前の部)	770	550	第二和室(午前の部)	550	440
学習室(午後の部1)	1,100	550	第二和室(午後の部1)	770	440
学習室(午後の部2)	-	550	第二和室(午後の部2)	-	440
学習室(夜の部)	1,540	550	第二和室(夜の部)	1,100	440
学習室(全日)	2,640	-	第二和室(全日)	1,870	-
調理実習室(午前の部)	1,540	690	体育館(午前の部)	3,960	7,130
調理実習室(午後の部1)	2,640	690	体育館(午後の部1)	5,280	7,130
調理実習室(午後の部2)	-	690	体育館(午後の部2)	-	7,130
調理実習室(夜の部)	3,740	690	体育館(夜の部)	7,920	7,130
調理実習室(全日)	6,380	-	体育館(全日)	13,200	-
集会室(午前の部)	2,090	1,180			
集会室(午後の部1)	3,190	1,180			
集会室(午後の部2)	-	1,180			
集会室(夜の部)	4,180	1,180			
集会室(全日)	7,370	-			
美術工芸室(午前の部)	1,100	900			
美術工芸室(午後の部1)	1,540	900			
美術工芸室(午後の部2)	-	900			
美術工芸室(夜の部)	2,090	900			
美術工芸室(全日)	3,740	-			

音楽室（午前の部）	2,090	1,110
音楽室（午後の部1）	3,190	1,110
音楽室（午後の部2）	-	1,110
音楽室（夜の部）	4,180	1,110
音楽室（全日）	7,370	-
会議室（午前の部）	550	380
会議室（午後の部1）	770	380
会議室（午後の部2）	-	380
会議室（夜の部）	1,100	380
会議室（全日）	1,870	-
第一和室（午前の部）	550	410
第一和室（午後の部1）	770	410
第一和室（午後の部2）	-	410
第一和室（夜の部）	1,100	410
第一和室（全日）	1,870	-

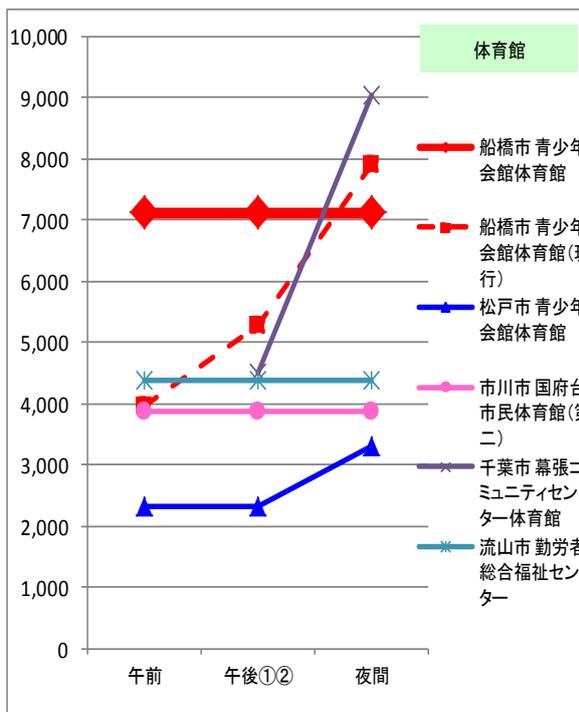
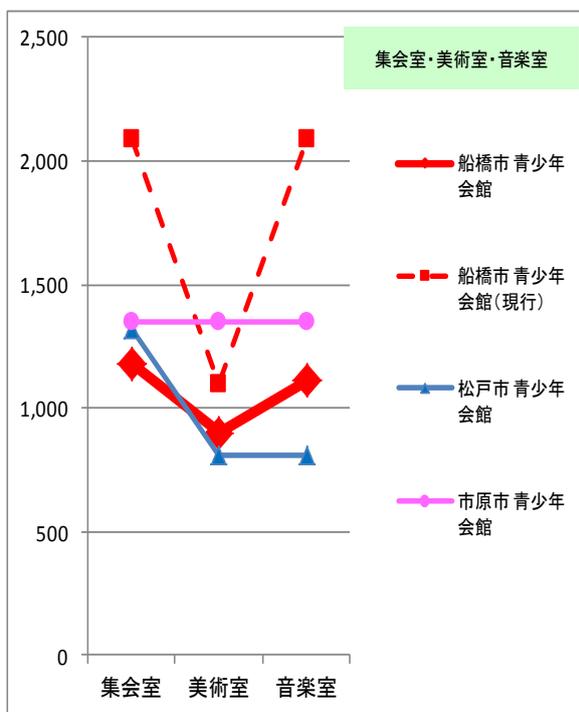
○近隣他市比較

○青少年会館(体育館除く)

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(1コマ3時間あたり、税込)			使用料の考え方		備考
			集会室	美術室	音楽室	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】青少年会館	学習室、調理実習室、集会室、美術工芸室、音楽室、会議室、和室2室、体育館 現在 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間⇒改正案 3時間、4コマ	2,090	1,100	2,090	50%	×	現行料金は、午前(3時間)の料金を掲載。
	【改正案】青少年会館		1,180	900	1,110	50%	○	
松戸市	青少年会館	学習室、集会室、美術室、音楽室、和室、クラブ室、体育室 貸出しは1時間単位	1,320	810	810	-	-	
市原市	青少年会館	学習室、集会室、美術室、音楽室、和室2室、クラブ室、小会議室 貸出しは1時間単位	1,350	1,350	1,350	-	○	

○青少年会館(体育館)

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用、税込)		
			午前	午後①②	夜間
船橋市	【現行】青少年会館体育館	バスケ1面、バレー1面、バド2面、卓球6台 床面積640㎡ 現在 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間⇒改正案 3時間、4コマ	3,960	5,280	7,920
	【改正案】青少年会館体育館		7,130	7,130	7,130
松戸市	青少年会館体育館	バスケ1面、バレー1面、バド3面、卓球6台 床面積570.2㎡ 貸出しは1時間単位、原則2時間以内の使用。実際の料金設定はないが、1時間単価を3時間、全日に換算して記載。	2,310	2,310	3,300
市川市	国府台市民体育館(第二)	バスケ1面、バレー1面、バド3面、卓球12台 貸出しは2時間単位。実際の料金設定はないが、1時間単価を3時間、全日に換算して記載。	3,880	3,880	3,880
千葉市	幕張コミュニティセンター体育館	バスケ1面、バレー2面、バド3面、卓球16台 852.5㎡ 貸出しは4時間単位。	-	4,510	9,050
流山市	勤労者総合福祉センター	バスケ1面、バレー2面、バド4面、卓球12台 856㎡	4,390	4,390	4,390



条例改正説明資料

議案第 23 号 船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 77～83 新旧対照表 P 90～97

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の利用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

利用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、利用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和 2 年 1 月	施設予約システムの改修開始
令和 3 年 4 月	利用料改定（指定管理者の更新時期と合わせるため）

2. 主な改正箇所

利用料の見直し

- ・別表第 1 その 1 及びその 2 に規定する利用料等の改定

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(※) 当該改正で最終的な利用料等への改正を行うが、附則で、令和 3 年度分及び令和 4 年度分の利用料等への読み替え規定を定める

総合体育館（指定終了：令和3年3月31日）

○算定における条件

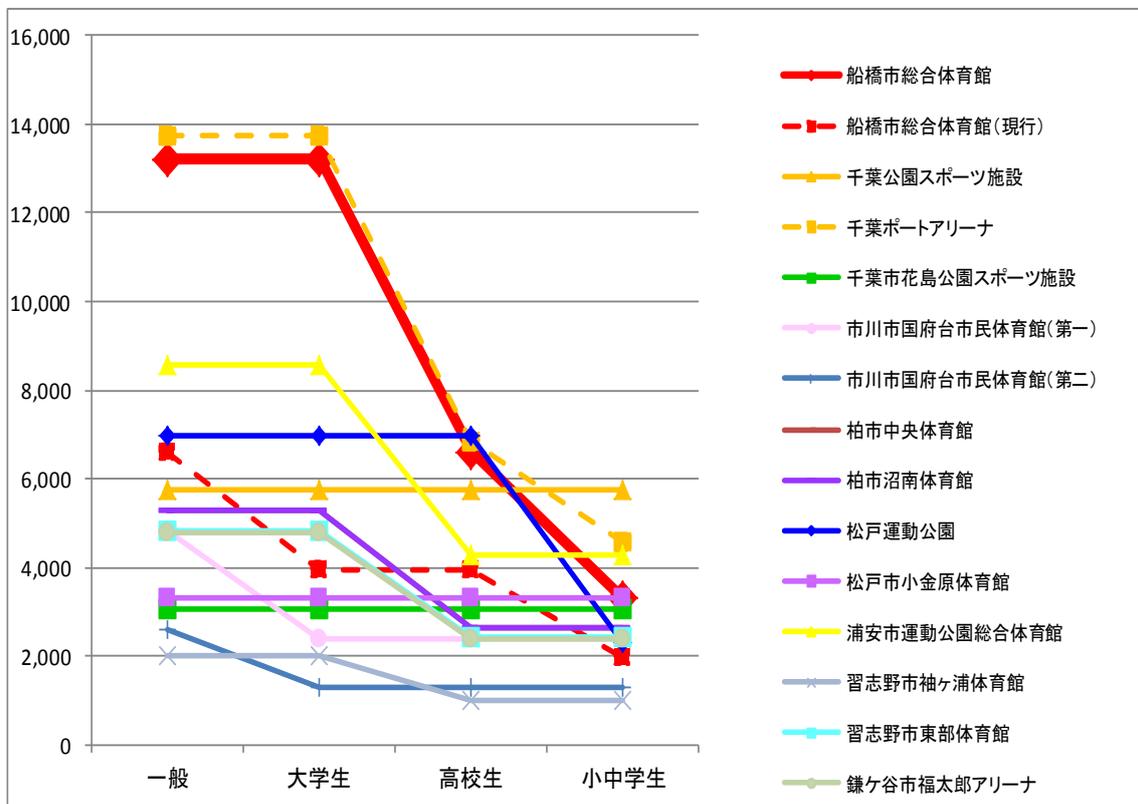
運営	420,731千円	負担割合	25%→50%
資本	172,133千円	稼働率	77%
H30年度利用料収入	120,118千円		

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
メインアリーナ	6,600	13,200	8,800	11,000
サブアリーナ	2,640	5,280	3,520	4,400
多目的室	2,200	4,400	2,930	3,660
弓道場	1,760	3,520	2,340	2,930
リズムエクササイズ室	1,760	3,520	2,340	2,930
大会議室	1,650	3,300	2,200	2,750
小会議室	550	1,100	730	910
和室	440	880	580	730
控室	550	1,100	730	910
メインアリーナ（夜）	9,900	13,200	8,800	11,000
サブアリーナ（夜）	3,960	5,280	3,520	4,400
多目的室（夜）	3,300	4,400	2,930	3,660
弓道場（夜）	2,640	3,520	2,340	2,930
リズムエクササイズ室（夜）	2,640	3,520	2,340	2,930
大会議室（夜）	2,470	3,300	2,200	2,750
小会議室（夜）	820	1,100	730	910
和室（夜）	660	880	580	730
控室（夜）	820	1,100	730	910
メインアリーナ（個人）	330	660	440	550
サブアリーナ（個人）	330	660	440	550
多目的室（個人）	330	660	440	550
弓道場（個人）	330	660	440	550
リズムエクササイズ室（個人）	330	660	440	550
トレーニング室	550	710	600	660
体力測定室（1回あたり）	1,100	2,200	1,460	1,830
卓球室（個人）	330	660	440	550
温水プール	440	600	490	550

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(全面2時間あたり、税込)				料金(個人利用、税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	一般	大学生	高校生	小中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】総合体育館	メインアリーナ バスケットボール/バレーボール3面、固定席2,714人、稼働席1,526人	6,600	3,960	3,960	1,980	330	220	220	110	2時間	25%	×	
	【改正案】総合体育館		13,200	13,200	6,600	3,300	660	660	330	160	2時間	50%	○	一般：10人利用で1,320円
千葉市	千葉公園スポーツ施設	バスケ2面、バレー2面、バド8面、卓球24台、スタンド1,000人、フロア椅子2,000人、立ち見1,700人	5,750	5,750	5,750	5,750								
	花島公園スポーツ施設	バスケ2面、バド8面、卓球8面	3,060	3,060	3,060	3,060	220	220	100	70	2時間	-	×	中学生は100円
	千葉ポートアリーナ	バスケットボール3面	13,730	13,730	6,860	4,570								
市川市	国府台市民体育館(第一)	ハンド1面、バスケ2面、バレー4面、バド8面、卓球26台、観客席1,068席	4,810	2,390	2,390	2,390						50%	○	
	国府台市民体育館(第二)	バスケ1面、バレー1面、バド3面、卓球12台	2,590	1,290	1,290	1,290								
柏市	中央体育館		5,300	5,300	2,650	2,650	280	280	80	80	2時間	50%	○	
	沼南体育館		5,300	5,300	2,650	2,650								
松戸市	松戸運動公園	バスケ2面、バレー3面、バド9面	6,960	6,960	6,960	2,320	220	220	220	50	2時間	-	-	
	小金原体育館	バスケ1面、バレー3面、バド7面	3,330	3,330	3,330	3,330	220	220	220	50	2時間			
浦安市	運動公園総合体育館	バスケ2面、バレー4面、バド10面、卓球24台、観客席1,798席	8,580	8,580	4,290	4,290	460	460	220	220	2時間	50%	○	
習志野市	袖ヶ浦体育館	バスケ2面、バレー2面、バド8面、卓球20台、観覧席432席	2,020	2,020	1,000	1,000						50%	○	
	東部体育館	バスケ2面、バレー2面、バド8面、卓球20台、体操ピット、観覧席201席	4,840	4,840	2,420	2,420								
鎌ヶ谷市	福太郎アリーナ	バスケ2面、バレー3面、バド8面、ソフトテニス2面、卓球32台、観客席約1,300名	4,800	4,800	2,400	2,400	400	400	200	200	2時間	-	○	



条例改正説明資料

議案第24号 船橋市武道センター条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P85～87 新旧対照表 P98～100

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の利用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

利用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、利用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 1月	施設予約システムの改修開始
令和3年 4月	利用料改定（指定管理者の更新時期と合わせるため）

2. 主な改正箇所

利用料の見直し

- ・別表その1及びその2に規定する利用料等の改定

3. 施行期日

令和3年4月1日

(※) 当該改正で最終的な利用料等への改正を行うが、附則で、令和3年度分及び令和4年度分の利用料等への読み替え規定を定める

武道センター（指定終了：令和3年3月31日）

○算定における条件

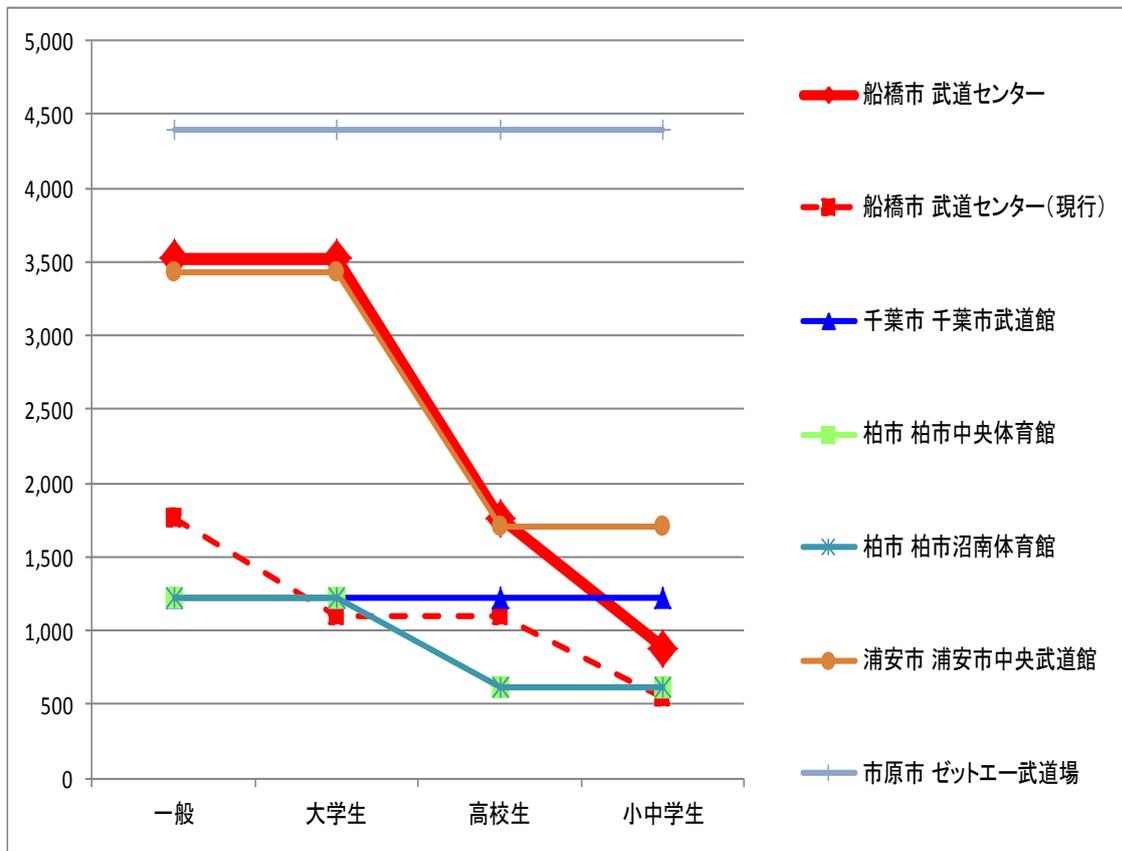
運営	33,362千円	負担割合	25%→50%
資本	11,816千円	稼働率	65%
H30年度利用料収入		10,199千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
相撲場（一般）	1,100	2,200	1,460	1,830
相撲場（大学生）	660	2,200	1,460	1,830
相撲場（高校生）	660	1,100	800	950
相撲場（小中学生）	330	550	400	470
第一・第二武道場（一般）	1,760	3,520	2,340	2,930
第一・第二武道場（大学生）	1,100	3,520	2,340	2,930
第一・第二武道場（高校生）	1,100	1,760	1,320	1,540
第一・第二武道場（小中学生）	550	880	660	770
第一会議室	550	1,100	730	910
第二会議室・第三会議室	330	660	440	550
相撲場・夜（一般）	1,650	2,200	1,460	1,830
相撲場・夜（大学生）	990	2,200	1,460	1,830
相撲場・夜（高校生）	990	1,100	800	950
相撲場・夜（小中学生）	490	550	400	470
第一・第二武道場・夜（一般）	2,640	3,520	2,340	2,930
第一・第二武道場・夜（大学生）	1,650	3,520	2,340	2,930
第一・第二武道場・夜（高校生）	1,650	1,760	1,320	1,540
第一・第二武道場・夜（小中学生）	820	880	660	770
第一会議室・夜	820	1,100	730	910
第二会議室・第三会議室・夜	490	660	440	550
個人利用（2時間）（一般）	220	440	290	360
個人利用（2時間）（大学生）	160	440	290	360
個人利用（2時間）（高校生）	160	220	180	200
個人利用（2時間）（小中学生）	110	110		

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(2時間あたり、税込)				使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】 武道センター	相撲場 (180.93㎡)、第1武道場 (513.8㎡)、2武道場 (513.8㎡)、会議室3室、更衣室、シャワー室、休憩室、足洗い場、放送設備。 武道場料金掲載。	1,760	1,100	1,100	550	25%	×	第1武道場で比較。2時間あたりで半面使用。
	【改正案】 武道センター		3,520	3,520	1,760	880	50%	○	
千葉市	千葉市武道館	柔道場 (315.2㎡)、剣道場 (315.2㎡)、弓道場 (357.25㎡)、更衣室、シャワー室、休憩室、会議室、講師室。 柔道場料金掲載。	1,220	1,220	1,220	1,220	50%	×	柔道場専用使用の2時間以内(午前9時～午後5時)で比較。
柏市	柏市中央体育館	柔道場 (390㎡)、剣道場 (390㎡)、弓道場 (357.25㎡)、更衣室、シャワー室、休憩室、その他体育施設。 柔道場及び剣道場の料金掲載。	1,220	1,220	610	610	50%	○	貸切2時間以内の料金。
	柏市沼南体育館		1,220	1,220	610	610			
浦安市	浦安市中央武道館	武道場 (483.34㎡)、会議室、更衣室、シャワー室、トレーニング室、会議室。 武道場料金掲載。	3,430	3,430	1,710	1,710	50%	○	全面二時間使用。65歳以上も高校生以下と同料金。
市原市	ゼットエー武道場	大道場(柔道・剣道・空手・なぎなた等/1,502.9㎡)、弓道場 (416.3㎡)、相撲場 (82.81㎡)、会議室、更衣室、シャワー室、エアライフル場、トレーニング室、会議室。 大道場料金掲載。	4,400	4,400	4,400	4,400	50%	○	大道場の全面二時間使用で比較。半面利用の場合は2,200円



条例改正説明資料

議案第25号 船橋市運動広場条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P89～90 新旧対照表 P101

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 1月	施設予約システムの改修開始
7月	使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・別表第1に規定する使用料等の改定

3. 施行期日

令和2年7月1日

(※) 当該改正で最終的な使用料等への改正を行うが、附則で、令和2年度分及び令和3年度分の使用料等への読み替え規定を定める

運動広場

○算定における条件

行田運動広場

運営	14,391千円	負担割合	25%→50%
資本	13,870千円	稼働率	35%
30年度使用料収入		189千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
大人	2,310	4,630	3,080	3,860
大学生	1,230	4,630	3,080	3,860
高校生	1,230	2,310	1,590	1,950
小中学生	460	1,150	690	920

○算定における条件

高瀬下水処理場上部運動広場

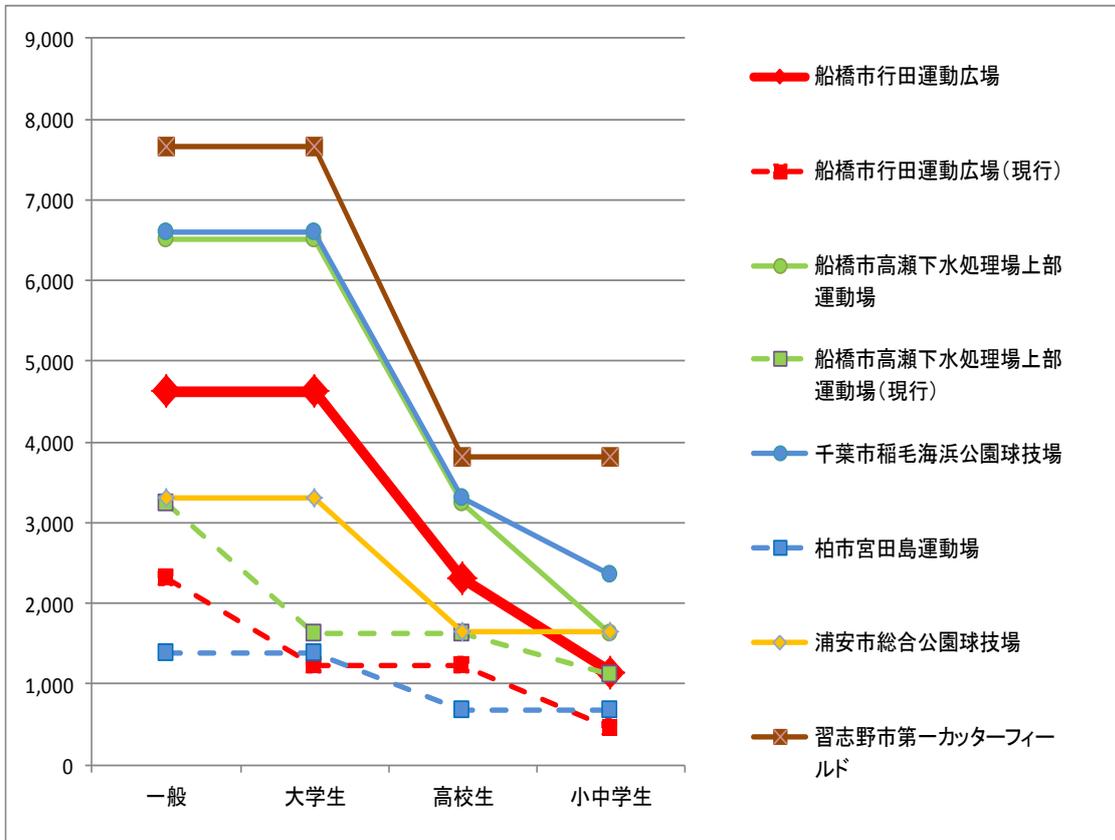
運営	17,644千円	負担割合	25%→50%
資本	24,509千円	稼働率	53%
30年度使用料収入		2,376千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
大人	3,250	6,510	4,340	5,420
大学生	1,620	6,510	4,340	5,420
高校生	1,620	3,250	2,170	2,710
小中学生	1,130	1,620	1,300	1,460

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用2時間あたり、税込)				料金体系	使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生		受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】行田運動広場	サッカー・ラグビー(クレイ) : 1面	2,310	1,230	1,230	460	2時間	25%	×	一般: 22人利用で約230円
	【改正案】行田運動広場		4,630	4,630	2,310	1,150	2時間	50%	○	
船橋市	【現行】高瀬下水処理場上部運動場	サッカー(人工芝) : 1面	3,250	1,620	1,620	1,130	2時間	25%	×	一般: 22人利用で約320円
	【改正案】高瀬下水処理場上部運動場		6,510	6,510	3,250	1,620	2時間	50%	○	
千葉市	稲毛海浜公園球技場	サッカー(芝) : 1面	6,600	6,600	3,300	2,350	2時間	50%	×	
市川市	なし							-	○	
柏市	宮田島運動場	フットサル(人工芝) : 2面	1,380	1,380	680	680	2時間	50%	○	
松戸市	なし							-	-	
浦安市	総合公園球技場	サッカー・ラグビー(人工芝) : 1面	3,300	3,300	1,650	1,650	2時間	50%	○	
習志野市	第一カッターフィールド	サッカー(芝) : 1面	7,650	7,650	3,820	3,820	2時間	50%	○	
鎌ヶ谷市	なし							-	○	福太郎スタジアムの陸上競技場の内側でサッカー一場利用可能 2時間: 5,000円(学生2,500円)



条例改正説明資料

議案第26号 船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P91～92 新旧対照表 P102

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和2年 1月	施設予約システムの改修開始
7月	使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・第5条の表に規定する使用料等の改定

3. 施行期日

令和2年7月1日

学校運動場夜間照明灯

○算定における条件

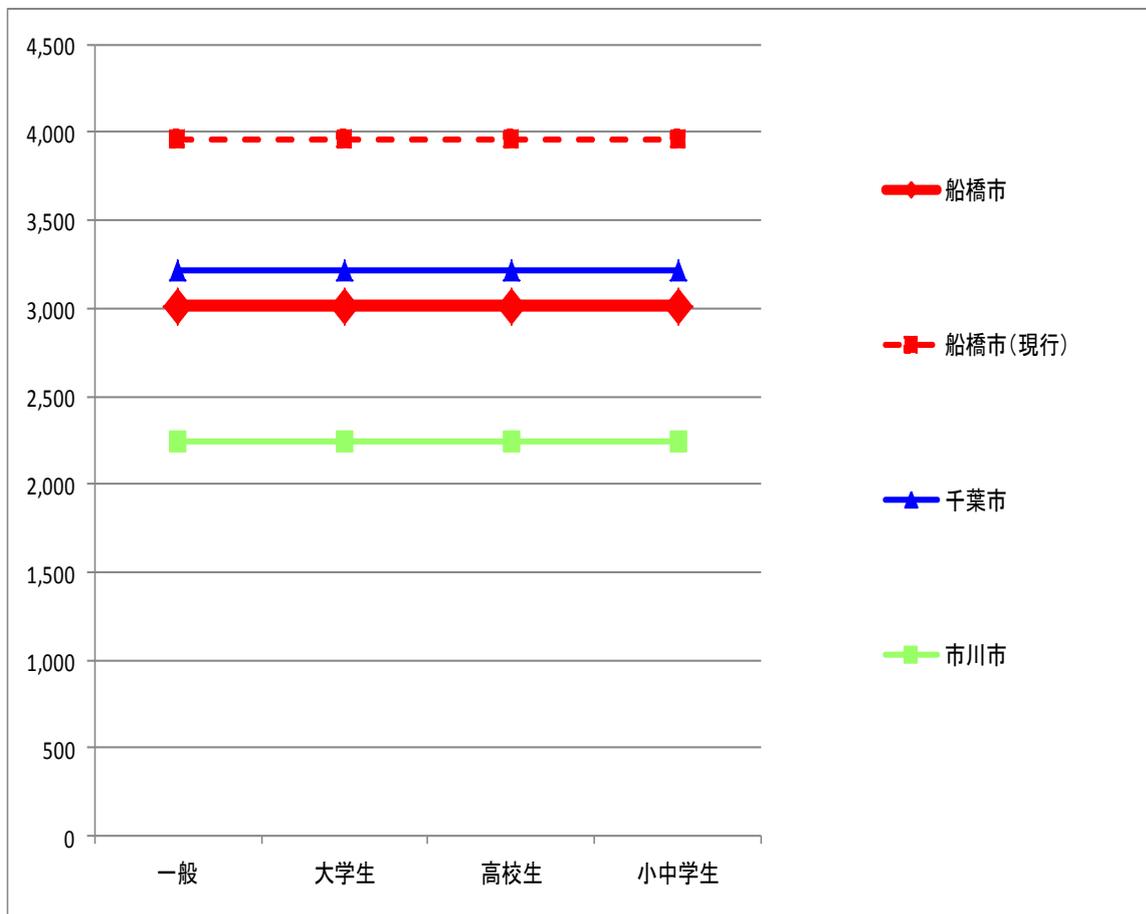
運営	6,849千円	負担割合	25%→50%
資本	4,192千円	稼働率	11%
H30年度使用料収入		929千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新(案)
4基	3,960	3,010
6基	5,280	4,520

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(2時間あたり)				使用料の考え方		備考
			一般	大学生	高校生	小中学生	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】学校運動場夜間照明灯	市内中学校(10校)	3,960	3,960	3,960	3,960	25%	×	4基料金。
	【改正案】学校運動場夜間照明灯		3,010	3,010	3,010	3,010	50%	○	
千葉市	学校運動場夜間照明灯	市内中学校内(各区1校)	3,210	3,210	3,210	3,210	50%	×	
市川市	学校運動場夜間照明灯	市内小・中学校(若宮小、菅野小、大野小、塩焼小、高谷中、東国分中)	2,240	2,240	2,240	2,240	50%	○	料金は1時間単位。80円/時~1,120円/時と幅がある。 ※今回は1,120円/時を比較。



条例改正説明資料

議案第 27 号 船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 93～P 95 新旧対照表 P 103～P 104

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、受益者負担の見直しにおける「公共施設の使用料見直し」が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和 2 年 1 月	施設予約システムの改修開始
令和 3 年 4 月	使用料改定

2. 主な改正箇所

使用料の見直し

- ・別表第 1 及び別表第 2 に規定する使用料の改定

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

市民文化ホール

○算定における条件

運営	54,496千円	負担割合	50%
資本	16,282千円	稼働率	93%
30年度使用料収入		29,673千円	

○料金比較表

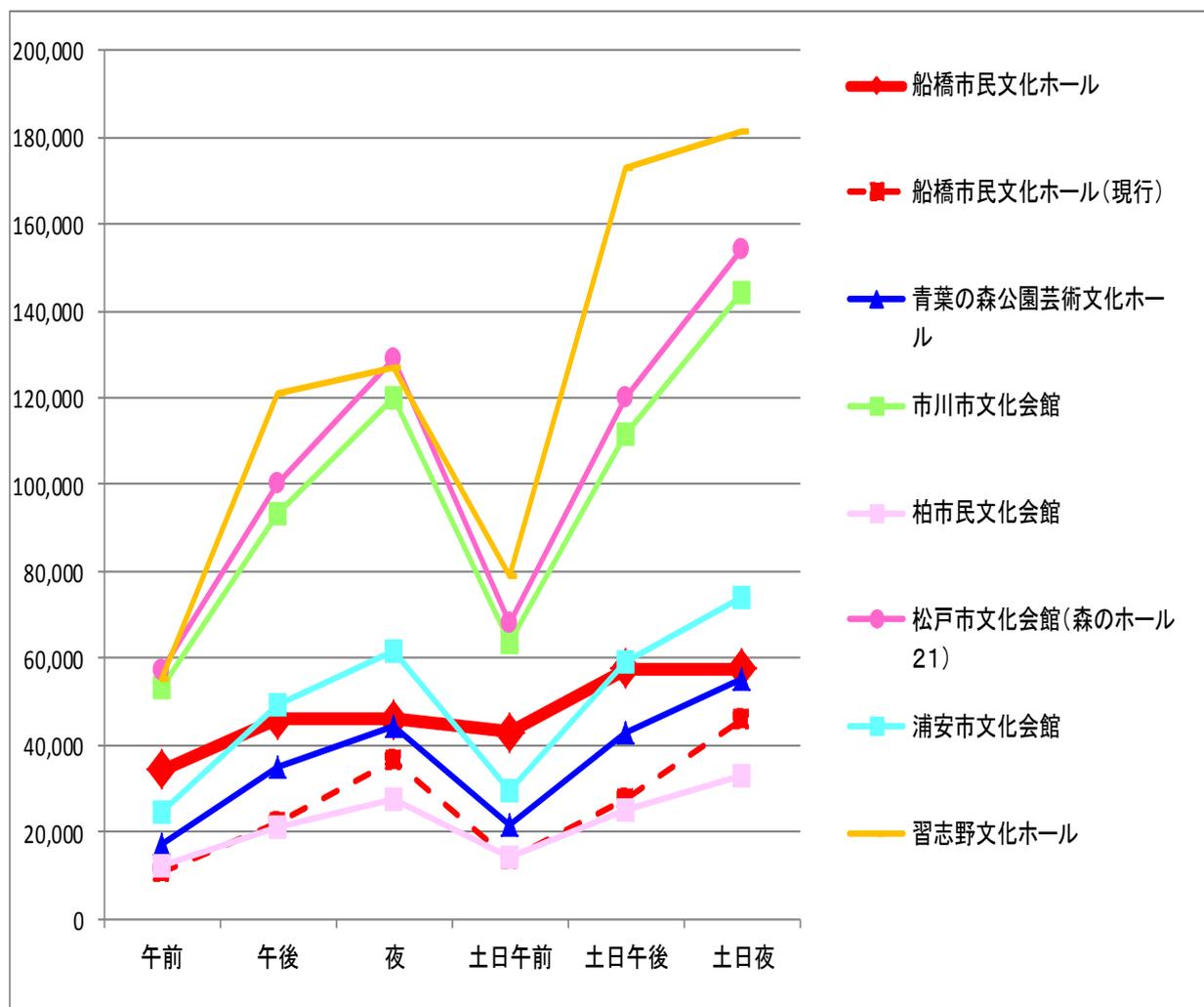
料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
ホール平日午前	11,000	34,490	18,830	26,660
ホール平日午後	22,000	45,990	29,990	37,990
ホール平日夜	36,630	45,990	39,750	42,870
ホール平日全日	63,250	126,470	88,570	107,520
ホール土日休日午前	13,750	43,130	23,540	33,340
ホール土日休日午後	27,500	57,510	37,500	47,510
ホール土日休日夜	45,870	57,510	49,750	53,630
ホール土日休日全日	79,090	158,150	110,790	134,480
第1楽屋午前	330	230		
第1楽屋午後	440	310		
第1楽屋夜	660	310		
第1楽屋全日	1,100	850		
第2楽屋午前	440	330		
第2楽屋午後	550	440		
第2楽屋夜	880	440		
第2楽屋全日	1,540	1,210		
第3楽屋午前	440	360		
第3楽屋午後	550	480		
第3楽屋夜	880	480		
第3楽屋全日	1,540	1,320		
第4楽屋午前	330	250		
第4楽屋午後	440	340		
第4楽屋夜	660	340		
第4楽屋全日	1,100	930		
第5楽屋午前	550	200		
第5楽屋午後	880	270		
第5楽屋夜	1,430	270		

第5 楽屋全日	2,310	740		
第6 楽屋午前	550	210		
第6 楽屋午後	880	280		
第6 楽屋夜	1,430	280		
第6 楽屋全日	2,310	770		
楽屋事務室午前	110	130		
楽屋事務室午後	220	180		
楽屋事務室夜	440	180		
楽屋事務室全日	770	490		
リハーサル室午前	2,090	1,570		
リハーサル室午後	2,750	2,090		
リハーサル室夜	3,630	2,090		
リハーサル室全日	6,490	5,750		

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用1コマあたり、税込)						使用料の考え方		備考
			午前	午後	夜	土日午前	土日午後	土日夜	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】文化ホール	ホール客席1,000名 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	11,000	22,000	36,630	13,750	27,500	45,870	50%	×	
	【改正案】文化ホール		34,490	45,990	45,990	43,130	57,510	57,510	50%	○	
千葉県	青葉の森公園芸術文化ホール	ホール客席877席 午前：3.5時間、午後：4時間、夜間：3.5時間	17,020	34,740	44,420	21,760	42,760	55,300	-	×	
市川市	市川市文化会館	大ホール客席1,945席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3.5時間	53,130	93,280	120,120	63,690	111,760	143,990	50%	○	
柏市	柏市民文化会館	大ホール客席1,338席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	12,100	20,900	27,500	14,300	25,300	33,000	50%	○	
松戸市	松戸市文化会館(森のホール21)	大ホール客席1,955席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	57,200	100,100	128,700	68,200	119,900	154,000	-	-	
浦安市	浦安市文化会館	大ホール客席1,188席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間	24,750	49,500	61,860	29,700	59,400	74,250	50%	○	令和元年10月1日使用料変更
習志野市	習志野文化ホール	ホール客席1,475席 午前：3時間、午後：3.5時間、夜間：4時間	55,440	120,890	127,050	79,200	172,700	181,500	50%	○	金曜も土日と同じ料金

※客席数はホームページ掲載の座席数



市民文化創造館

○算定における条件

運営	30,472千円	負担割合	50%
資本	-	稼働率	100%
30年度使用料収入		14,270千円	

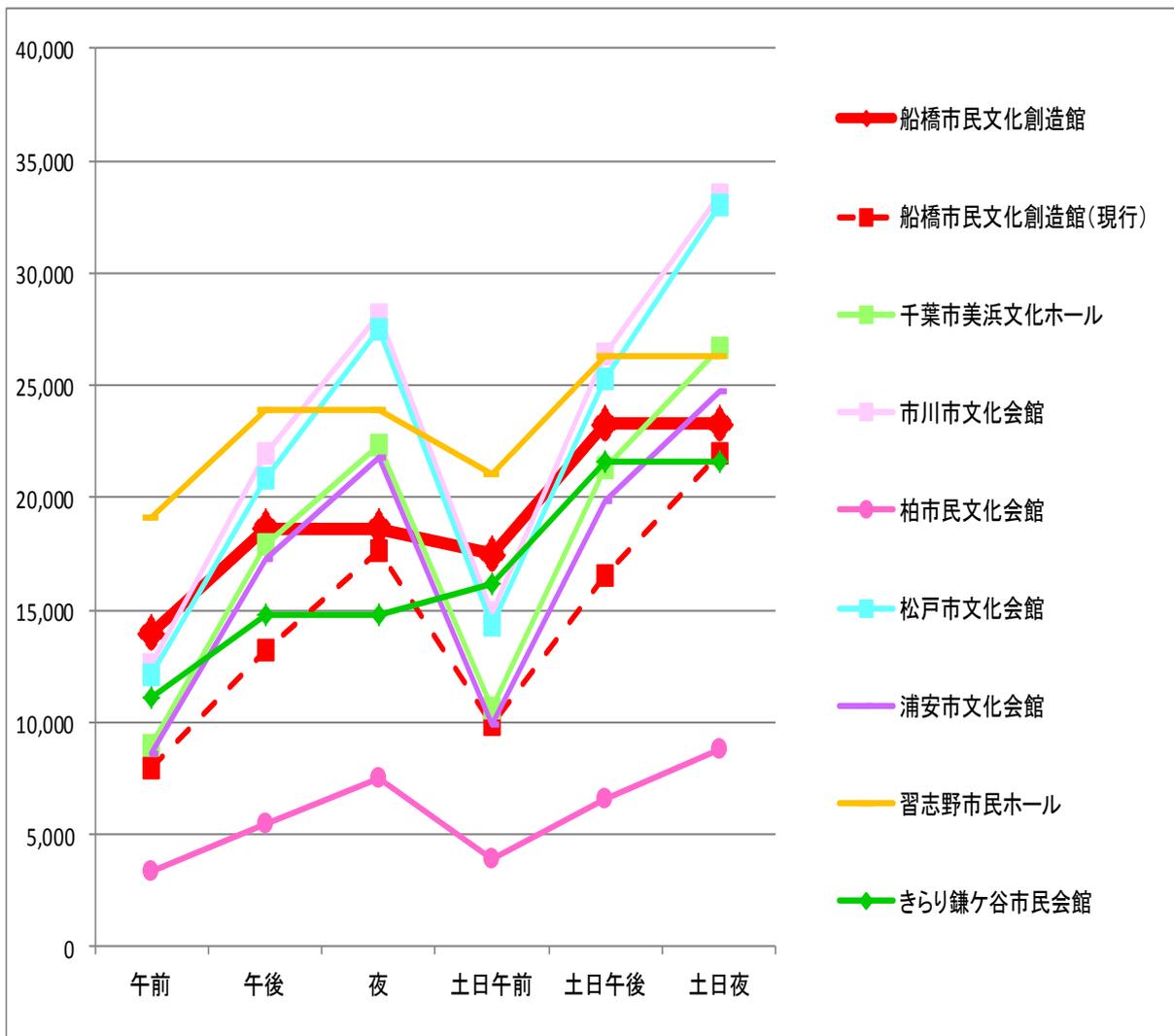
○料金比較表

料金区分	現行	新(案)	1年目	2年目
ホール平日午前	7,920	13,960	9,930	11,950
ホール平日午後	13,200	18,620	15,000	16,810
ホール平日夜	17,600	18,620	17,940	18,280
ホール平日全日	35,200	51,200	42,870	47,040
ホール土日休日午前	9,900	17,460	12,420	14,940
ホール土日休日午後	16,500	23,280	18,760	21,020
ホール土日休日夜	22,000	23,280	22,420	22,850
ホール土日休日全日	44,000	64,020	53,600	58,810
控室午前	330	590	410	500
控室午後	440	790	550	670
控室夜	660	790	700	750
控室全日	1,100	2,170	1,660	1,920
ホール平日午前・市外	14,250	25,120	17,870	21,510
ホール平日午後・市外	23,760	33,510	27,000	30,250
ホール平日夜・市外	31,680	33,510	32,290	32,900
ホール平日全日・市外	63,360	92,160	77,160	84,670
ホール土日休日午前・市外	17,820	31,420	22,350	26,890
ホール土日休日午後・市外	29,700	41,900	33,760	37,830
ホール土日休日夜・市外	39,600	41,900	40,350	41,130
ホール土日休日全日・市外	79,200	115,230	96,480	105,850
控室午前・市外	590	1,060	730	900
控室午後・市外	790	1,420	990	1,200
控室夜・市外	1,180	1,420	1,260	1,350
控室全日・市外	1,980	3,900	2,980	3,450

○近隣他市比較

自治体名	種別	(代表)施設概要	料金(専用利用1コマあたり、税込)						使用料の考え方		備考
			午前	午後	夜	土日午前	土日午後	土日夜	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】文化創造館	ホール客席264名 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	7,920	13,200	17,600	9,900	16,500	22,000	50%	×	
	【改正案】文化創造館		13,960	18,620	18,620	17,460	23,280	23,280	50%	○	
千葉市	千葉市美浜文化ホール	メインホール客席354席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	8,950	17,900	22,370	10,660	21,320	26,670	-	×	
市川市	市川市文化会館	小ホール客席448席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3.5時間	12,540	22,000	28,100	14,850	26,400	33,490	50%	○	
柏市	柏市民文化会館	小ホール客席300席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	3,300	5,500	7,480	3,850	6,600	8,800	50%	○	
松戸市	松戸市文化会館(森のホール21)	小ホール客席516席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	12,100	20,900	27,500	14,300	25,300	33,000	-	-	
浦安市	浦安市文化会館	小ホール客席357席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：3時間	8,640	17,310	21,780	9,900	19,800	24,750	50%	○	
習志野市	習志野市民ホール 11月オープン予定	ホール客席324席 午前：4時間、午後：4時間、夜間：4時間	19,130	23,920	23,920	21,040	26,310	26,310	50%	○	市民会館をリニューアルし、11月より市民ホールとしてオープン
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市きりぎり鎌ヶ谷市民会館	ホール客席540席 午前：3時間、午後：4時間、夜間：4時間	11,100	14,800	14,800	16,200	21,600	21,600	-	○	

※客席数はホームページ掲載の定員数



条例改正説明資料

議案第14号 船橋市下水道条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P51～52 新旧対照表 P65～67

1. 成年被後見人にかかる改正：第7条の3ほか

【改正の趣旨】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が令和元年6月14日に公布されました。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものです。

これに倣い、本条例の一部を改正いたします。

【1の施行日】 令和2年1月1日

2. 使用料の徴収方法及び使用料算定の基準の改正：第14、17条

【改正の趣旨】

令和3年1月から上下水道料金徴収一元化が始まります。千葉県水道事業給水条例第26条には2月(ふたつき)を超えて徴収できる規定があり、2月を超える請求が行われた場合、現行の規定では徴収に疑義を生ずる可能性がありますので、改正を行うものです。

3. 下水道使用料の算定方法の改正：第16条

【改正の趣旨】

下水道使用料は、普及率の拡大とともに増加する経費にあわせ、これまでも改定を行ってきましたが、その水準は、使用者がまだ少ない時代に経費の全額を負担させることのないよう、公費を投じることで低く抑えてきました。

現在船橋市では行財政改革の一環として下水道使用料等の受益者負担の見直しに取り組んでおり、下水道使用料については、「汚水私費の原則」に基づき、将来的には汚水処理経費の100%を回収する水準へと上げる検討を行っております。

今回の改正案は、汚水処理経費の100%回収を、段階的な改定で実現するためのものとなります。

【改正内容】

- ・基本使用料ならびに1~10 m³/月及び11~20 m³/月の各単価を変更
- ・基本使用料を半額適用する条文の新設

使用日数が15日以内のときの基本使用料は、2分の1とする。

【新旧料金比較】

・新旧単価比較

	旧使用料		新使用料	
	単価	単価	単価	差額
基本料金	595	690	95	
1m ³ ~ 10m ³	30	31	1	
11m ³ ~ 20m ³	90	101	11	
21m ³ ~ 30m ³	165	165	0	
31m ³ ~ 50m ³	230	230	0	
51m ³ ~ 100m ³	275	275	0	
101m ³ ~ 500m ³	295	295	0	
501m ³ ~ 1,000m ³	320	320	0	
1,001m ³ ~ 2,000m ³	335	335	0	
2,001m ³ ~	380	380	0	

・1か月あたりの使用水量ごと 新旧支払額

(単位：円)

水量(m ³)	旧使用料		新使用料		改定差額	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
0m ³	595	654	690	759	+ 95	+ 105
10m ³	895	984	1,000	1,100	+ 105	+ 116
20m ³	1,795	1,974	2,010	2,211	+ 215	+ 237
30m ³	3,445	3,789	3,660	4,026	+ 215	+ 237
50m ³	8,045	8,849	8,260	9,086	+ 215	+ 237
100m ³	21,795	23,974	22,010	24,211	+ 215	+ 237
500m ³	139,795	153,774	140,010	154,011	+ 215	+ 237
1,000m ³	299,795	329,774	300,010	330,011	+ 215	+ 237
2,000m ³	634,795	698,274	635,010	698,511	+ 215	+ 237
5,000m ³	1,774,795	1,952,274	1,775,010	1,952,511	+ 215	+ 237

【2、3の施行日】

令和2年7月1日